

第2期岩手県公共施設等総合管理計画 (最終案)

令和 7 年 12 月

岩 手 県

目次

第1章 はじめに	1
1.1 計画策定の趣旨	1
1.2 計画の位置付け	1
第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し	2
2.1 公共施設等の現況	2
2.1.1 公共施設の現況	3
2.1.2 インフラ施設の現況	6
2.1.3 公共施設及びインフラ施設の有形固定資産減価償却率(老朽化比率)の推移	10
2.1.4 公営企業施設の現況	11
2.2 将来人口の展望	15
2.2.1 人口の展望	15
2.2.2 世代別人口の展望	16
2.3 公共施設等の維持・更新等に係る経費見込み等	17
2.3.1 今後の経費見込みと充当可能な予算額	17
2.3.2 財政に関する状況	21
2.4 第1期計画(平成 27～令和6(2015～2024)年度)の総括	22
2.4.1 公共施設	22
2.4.2 インフラ施設	24
第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針	25
3.1 計画期間	25
3.2 現状や課題に関する基本認識	25
3.2.1 公共施設等の老朽化への対応	25
3.2.2 社会経済情勢等の変化への対応	25
3.2.3 災害への対応	26
3.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方	26
3.3.1 基本的な方針	26
3.3.2 具体的な取組方針	27
3.4 全庁的な取組体制と情報共有	31
3.5 フォローアップの実施方針	32
第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針	33
4.1 公共施設	33
4.1.1 庁舎等	35
4.1.2 県民利用施設	37
4.1.3 県営住宅	39
4.1.4 学校施設	40
4.2 インフラ施設	41
4.2.1 道路	42
4.2.2 河川管理施設(ダムを除く)	44

4.2.3 河川管理施設(ダム)	45
4.2.4 海岸保全施設(河川課所管分)	46
4.2.5 砂防	47
4.2.6 港湾	48
4.2.7 空港	49
4.2.8 公園	50
4.2.9 交通安全施設	51
4.2.10 農業水利施設	52
4.2.11 海岸保全施設(農村建設課所管分)	53
4.2.12 林道	54
4.2.13 治山	55
4.2.14 漁港施設	56
4.2.15 海岸保全施設(漁港漁村課所管分)	57
4.3 公営企業施設	58
4.3.1 県立病院等事業施設	58
4.3.2 電気事業・工業用水道事業施設	59
4.3.3 下水道事業施設	60

第1章 はじめに

1.1 計画策定の趣旨

岩手県では、平成27年度から令和6年度までの10年間を計画期間とする岩手県公共施設等総合管理計画（以下「第1期計画」という。）を、平成27年度に策定しました。

第1期計画では、公共施設等の適切な維持保全と財政負担の軽減の両立を図るため、長期的な視点から公共施設等を取り巻く課題を客観的に把握・分析し、総合的かつ計画的な管理に関する基本方針を定めて、様々な取組を行い、令和6年度末時点で令和2年度末時点と比較し3.5%の延床面積を削減しました。

一方で、第1期計画を策定してからの10年間で、人口減少及び保有施設の老朽化の進行に加え、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機としたDX（デジタルトランスフォーメーション）の急速な進展など、本県の公共施設等を取り巻く社会情勢は大きく変化しています。

今回、第1期計画期間の終了を受けて、令和7年度から令和16年度までを計画期間とする、第2期岩手県公共施設等総合管理計画（以下「第2期計画」という。）を策定しました。

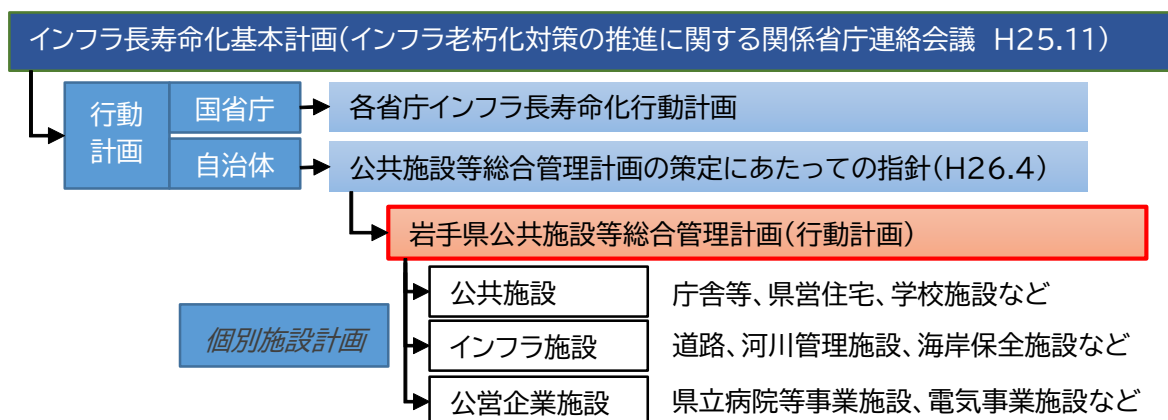
第2期計画では、第1期計画期間の総括を行うとともに、中期財政見通しや昨今の社会情勢の変化を踏まえて、第2期計画で取り組むべき事項を定めています。

県が保有する公共施設等について、誰もが安全・安心・快適に利用できるよう、また、良好な状態で次世代へ引き継いでいけるよう、強い使命感を持って、引き続き最適管理に取り組んでいきます。

1.2 計画の位置付け

本計画は、国が策定した「インフラ長寿命化基本計画」に基づく行動計画に当たるもので、平成26年4月に総務省から示された「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」を踏まえ、県が保有する個々の公共施設等の個別施設計画の上位計画として策定したものであり、本県の公共施設等管理に関する基本計画として位置付けています。

■図 1 岩手県公共施設等総合管理計画の位置付け■



第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し

2.1 公共施設等の現況

本計画では、以下に掲げる県が所有又は管理(以下「保有」という。)する全ての公共施設等を対象とします。現況については、令和6年度末現在のものです。

(1) 公共施設

庁舎や校舎などの建築施設(ただし、(3)の公営企業施設を除きます。)

(2) インフラ施設

道路や河川管理施設をはじめとする社会基盤を構成する施設

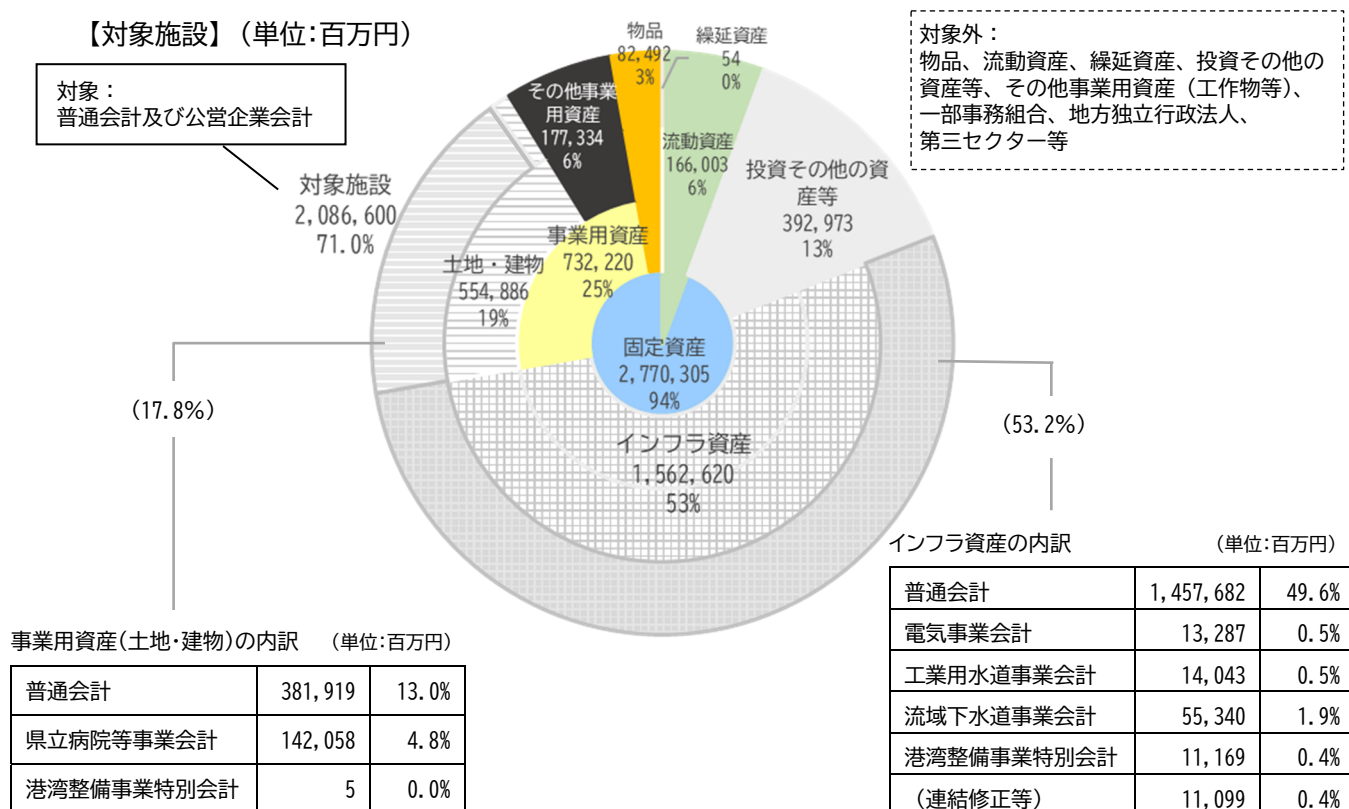
(3) 公営企業施設

- ① 県立病院等事業に係る病院、診療所などの施設
- ② 電気事業・工業用水道事業に係る発電所、工業用水道などの施設
- ③ 下水道事業に係る管路、処理場などの施設

本計画の対象施設は、財務諸表の貸借対照表における分類において、県が管理する普通会計及び公営企業会計に属する資産のうち、インフラ資産及び事業用資産のうちの土地・建物(以下「公共施設等」という。)とします。

これらの対象施設が県資産に占める割合を金額ベースで見ると、インフラ資産が53.2%と最も多く、事業用資産のうち土地・建物が17.8%、インフラ資産と事業用資産のうちの土地・建物を合わせると全体の71.0%を占めており、県が保有する資産の大半を公共施設等が占めている状況です。

■図 2 県が管理する普通会計及び公営企業会計に属する資産■



(令和5年度岩手県財務諸表 連結貸借対照表)

2.1.1 公共施設の現況

(1) 施設概要

県が保有している公共施設は、5,464 棟で、総延床面積は約250万㎡(1棟あたり約460㎡)です。

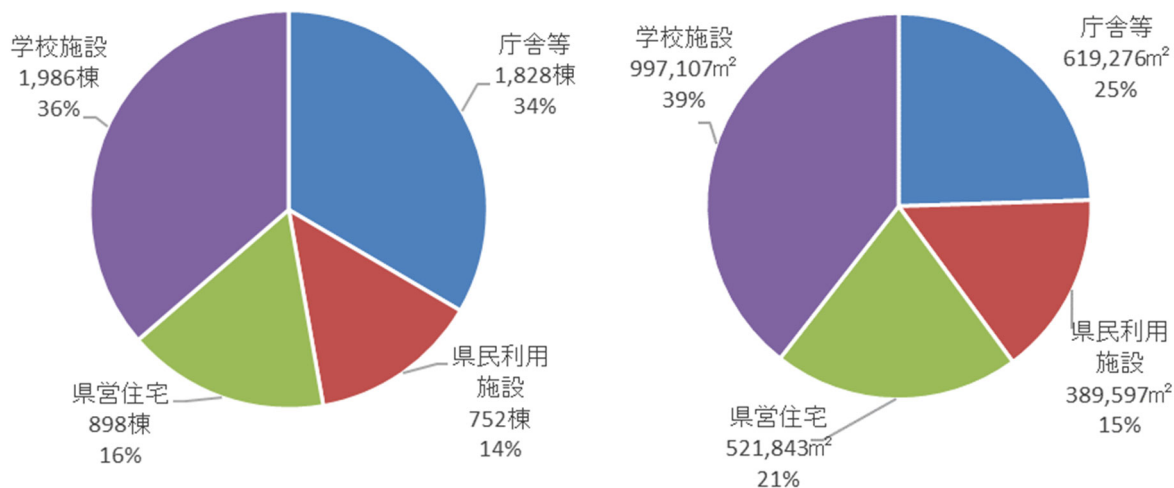
施設類型別に見ると、学校施設の割合が高く、施設数、延床面積とも全体の4割を占めています。

■表 1 県保有の公共施設■

施設類型（用途）		施設数 （棟数）	延床面積	1 棟あたり
庁舎等	県庁舎、警察署、試験研究機関等	1,828 棟 (2,107 棟)	619,276 ㎡ (739,515 ㎡)	339 ㎡ (351 ㎡)
県民利用施設	体育館、博物館、ホール等	752 棟 (663 棟)	389,597 ㎡ (335,553 ㎡)	518 ㎡ (506 ㎡)
県営住宅	住宅、集会所等	898 棟 (876 棟)	521,843 ㎡ (510,927 ㎡)	581 ㎡ (583 ㎡)
学校施設	校舎、実習棟等	1,986 棟 (2,109 棟)	997,107 ㎡ (1,011,194 ㎡)	502 ㎡ (479 ㎡)
合計		5,464 棟 (5,755 棟)	2,527,824 ㎡ (2,597,189 ㎡)	463 ㎡ (451 ㎡)

下段（ ）は延床面積削減基準年度（令和2年度末）の数値

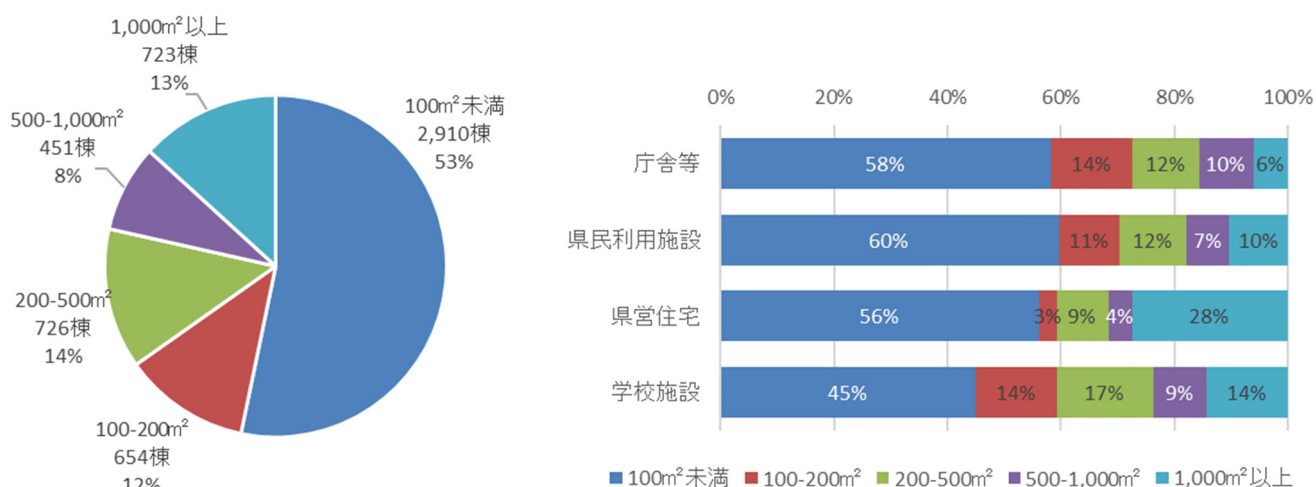
■図 3 公共施設における施設類型別施設数(左)及び延床面積(右)■



施設規模(延床面積別の施設数割合)では、全体の半数が延床面積100㎡未満の小規模な施設ですが、関係法令に基づく定期点検など特段の対応が必要となる規制基準の一つである延床面積1,000㎡以上の施設も約1割を占めており、延床面積1万㎡を超える施設も「いわて県民情報交流センター」など12棟あります。

また、施設類型別に延床面積1,000㎡以上の施設の割合を見ると、中層の集合住宅が多い県営住宅では約3割と比較的高くなっている一方で、低層の事務所や職員公舎に加え、交番や倉庫等小規模な施設が多い庁舎等では1割未満にとどまっています。

■図 4 延床面積別の施設数割合■



■写真 1 県保有の公共施設の例■

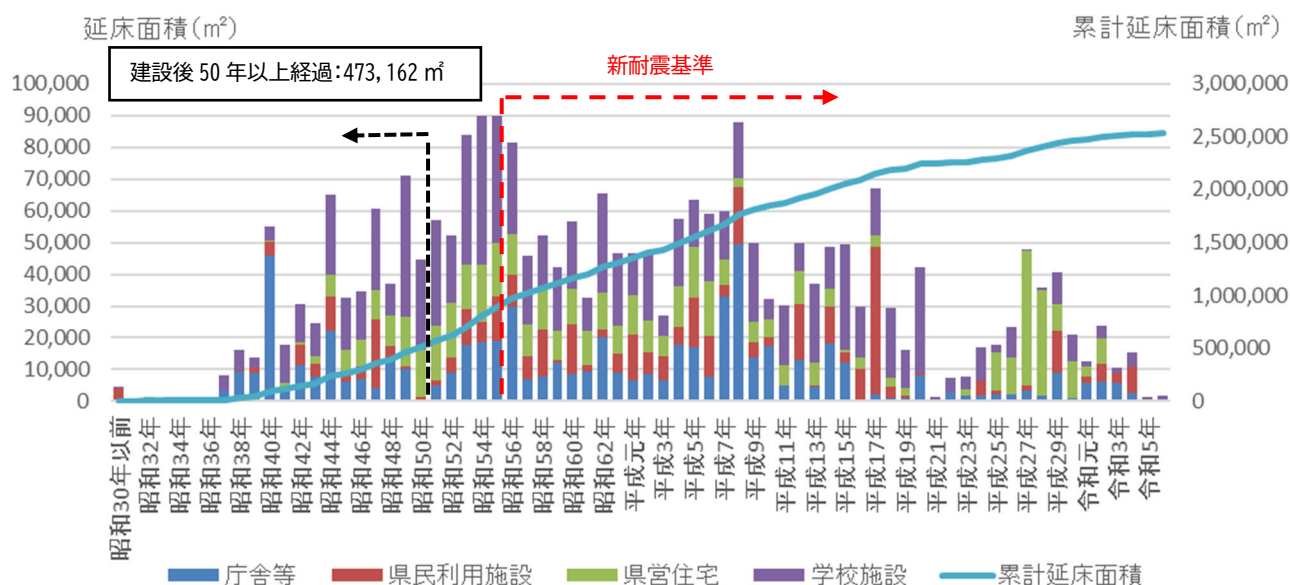


(2) 建設後の経過年数(建設後 50 年以上経過する施設の割合)

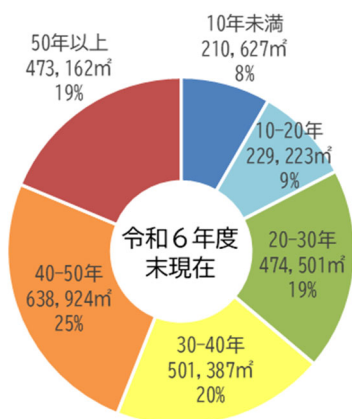
県が保有している公共施設は、昭和30年代後半以降に建設が進められ、延床面積ベースでは昭和55年度が整備年度のピーク(約 9 万㎡)となっています。

建設後の経過年数に着目すると、令和6年度末時点では建設後50年以上を経過した施設は約19%ですが、10年後には4割を超え、老朽化施設の急増が見込まれます。今後は、経営的な視点から、施設の全体最適化によるトータルコスト削減を目指したファシリティマネジメントの取組が一層重要となります。

■図 5 公共施設の建設年度別延床面積■



■図 6 公共施設の経過年数別延床面積の割合■



施設類型	建設後 50 年以上経過する施設 (延床面積) の割合			
	令和6年度 末現在	10 年後	20 年後	30 年後
庁舎等	25%	45%	63%	90%
県民利用施設	17%	35%	58%	77%
県営住宅	12%	39%	62%	73%
学校施設	19%	49%	67%	85%
全体	19%	44%	64%	83%

2.1.2 インフラ施設の現況

(1) 施設概要

県が保有しているインフラ施設は、道路、港湾、空港といった産業基盤インフラ、河川管理施設、砂防、治山といった防災・国土保全のためのインフラ、公園等の生活関連インフラなど多岐にわたります。

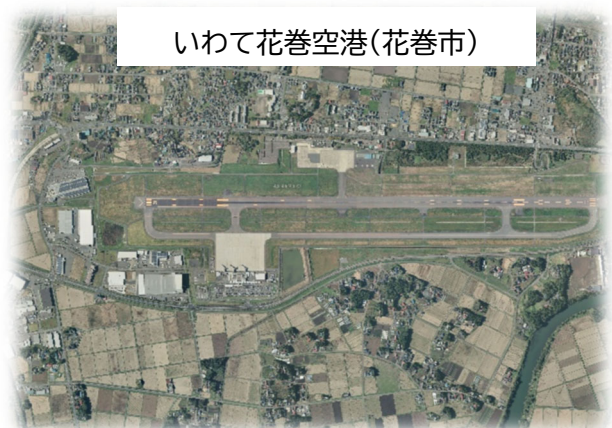
■表 2 県保有インフラ施設■

施設類型	細分類・施設種別	施設数	備考
道路	道路舗装	4,208km (3,700km)	
	橋梁	2,745 橋(2,689 橋)	
	トンネル	190 箇所 (154 箇所)	
	大型道路構造物 (シェッド等、大型カルバート、横断歩道橋、門型標識等)	158 施設 (120 施設)	
河川管理施設 (ダムを除く)	河道・堤防	2,831.4km・706km (717km)	
	水門	37 基 (50 基)	
	津波対策水門	18 基	
	樋門・樋管	1,754 基 (1,759 基)	
	陸閘	44 基 (48 基)	
	排水機場	9 施設 (13 施設)	
	浄化施設	1 施設	
	電気通信施設	655 施設 (185 施設)	
	水防倉庫	12 施設	
河川管理施設 (ダム)	ダム	10 基	
海岸保全施設 (河川課所管)	陸閘、水門、堤防、護岸等	50 海岸 (53 海岸)	
砂防	砂防設備	828 箇所 (817 箇所)	
	地すべり防止施設	17 箇所	
	急傾斜地崩壊防止施設	303 箇所 (297 箇所)	
港湾	水域施設、外郭施設、係留施設、臨港交通施設	428 施設 (372 施設)	
空港	滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、電気施設等	1 空港	
公園	都市公園	4 公園 (3 公園)	
交通安全施設	交通信号機	1,869 基 (1,899 基)	
農業水利施設	ダム	23 基	
海岸保全施設 (農村建設課所管)	陸閘、水門、堤防、護岸等	10 海岸	

施設類型	細分類・施設種別	施設数	備考
林道	林道	72 路線：207km (72 路線：199 km)	
	橋梁	14 橋 (13 橋)	
治山	治山施設	15,042 施設 (17,277 施設)	
漁港施設	外郭施設、係留施設、輸 送施設等	31 漁港	
海岸保全施設 (漁港漁村課所管)	陸閘、水門、堤防、護岸 等	26 海岸	

()内の数値：計画策定時(平成26年度末)の数値。ただし変動がない場合は()記載なし。

■写真 2 県保有インフラ施設の例■



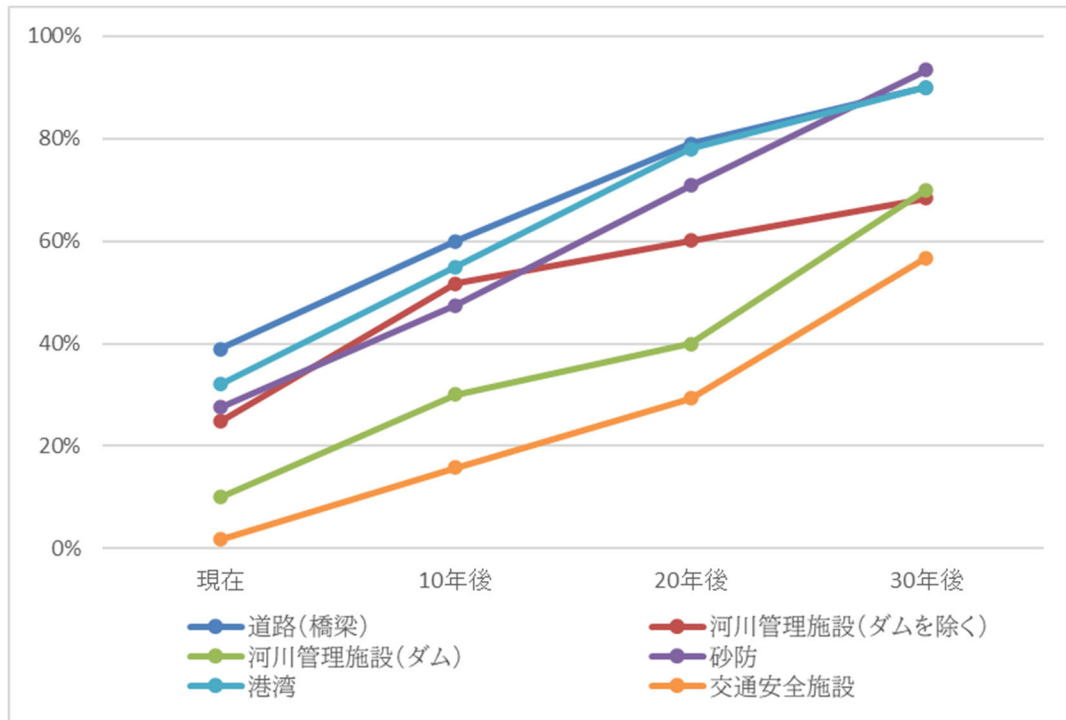
(2) 建設後の経過年数(建設後 50 年以上経過する施設の割合)

県が保有しているインフラ施設は、高度経済成長期を中心に道路等の産業基盤インフラが集中的に整備されるなど、時代の要請に応じた対応が進められてきました。その結果、建設のピークとなる時期や老朽化の進展状況は施設種別により異なりますが、橋梁や樋門・樋管、砂防設備など施設数の多いインフラにおいて、今後10年間で建設後50年以上経過する施設が5割を超え、老朽化施設の急増が見込まれます。

■表 3 建設後 50 年以上経過する施設の割合(主なもの)■

施設類型	細分類・施設種別	建設後 50 年以上経過する施設の割合				施設数 (建設年 不明除く)	備考
		令和6年 度末現在	10 年後	20 年後	30 年後		
道路	橋梁	39%	61%	79%	90%	2,726	
	トンネル	17%	38%	54%	76%	190	
	大型道路 構造物	15%	30%	51%	77%	136	
河川管理施設 (ダムを除く)	水門	33%	86%	93%	100%	15	
	津波対策水門	11%	17%	23%	23%	17	
	樋門・樋管	39%	84%	95%	99%	1,076	
	陸閘	41%	41%	76%	100%	39	
	排水機場	0%	0%	0%	33%	9	
	浄化施設	0%	0%	0%	100%	1	
	電気通信施設	0%	0%	2%	15%	655	
	水防倉庫	58%	58%	75%	83%	12	
河川管理施設 (ダム)	ダム	10%	30%	40%	70%	10	
砂防	砂防設備	36%	54%	76%	94%	828	
	地すべり 防止施設	17%	35%	64%	82%	17	
	急傾斜地崩 壊防止施設	2%	28%	56%	90%	303	
港湾		32%	55%	78%	90%	428	
空港		100%	100%	100%	100%	1	
公園		0%	75%	75%	75%	4	
交通安全施設	信号柱	2%	18%	35%	64%	9,529	
	制御機	0%	0%	0%	18%	1,869	
農業水利施設	ダム	43%	52%	73%	100%	23	
林道	橋梁	42%	64%	85%	92%	14	
漁港施設		96%	100%	100%	100%	31	

■図 7 建設後 50 年以上経過する施設の割合(主なもの)■



2.1.3 公共施設及びインフラ施設の有形固定資産減価償却率(老朽化比率)の推移

有形固定資産減価償却率(老朽化比率)は、有形固定資産のうち、償却対象資産(事業用資産・インフラ資産)の取得価額等に対する減価償却累計額の割合を算出することで、耐用年数に対して資産の取得からどの程度減価償却(老朽化)が進んでいるか把握することが可能となる指標です。

数値が100%に近づくほど、保有資産が法定耐用年数に近づき、老朽化が進行していることを示しています。本県の償却対象資産全体では、令和5年度末で52.2%です。事業用資産では67.1%と高くなっていますが、インフラ資産には、東日本大震災津波からの復旧事業で整備されたものも多く、インフラ資産では48.4%にとどまっており、全体の比率を押し下げる要因となっています。

しかしながら、他団体と比較した場合、道路や学校施設など老朽化への対応に多額の経費を要する施設類型において、有形固定資産減価償却率(老朽化比率)が高くなっています。長寿命化の取組による使用期間の延長や施設規模の適正化など、償却対象資産全体でファシリティマネジメントの取組を一層強化する必要があります。

算 定 式

$$\text{有形固定資産減価償却率} = \frac{\text{減価償却累計額}}{\text{有形固定資産合計} - \text{土地等の非償却資産} + \text{減価償却累計額}}$$

■表 4 減価償却累計額等の推移■

(百万円)

年度	減価償却累計額	有形固定資産 (償却資産額)	有形固定資産 減価償却率
平成 28 年度	1,090,771	2,064,644	52.8%
平成 29 年度	1,139,926	2,130,592	53.5%
平成 30 年度	1,189,864	2,241,899	53.1%
令和元年度	1,240,520	2,314,599	53.6%
令和 2 年度	1,291,124	2,415,172	53.5%
令和 3 年度	1,346,215	2,510,488	53.6%
令和 4 年度	1,400,556	2,593,402	54.0%
令和 5 年度	1,458,183	2,795,771	52.2%

■表 5 施設類型別の有形固定資産減価償却率■

(出典:総務省財政資料集(令和5年度末))

全体	道路	橋りょう・トンネル	公営住宅	港湾・漁港	空港	学校施設	図書館
52.2%	60.1%	58.5%	59.7%	39.3%	63.7%	73.9%	36.0%
博物館	体育館・プール	陸上競技場・野球場	県民会館	保健所	試験研究機関	警察施設	庁舎
48.9%	74.9%	20.6%	82.8%	88.4%	72.0%	48.3%	73.8%

※長寿命化対策工事の内容によっては、老朽化比率が改善しない場合もあること。

2.1.4 公営企業施設の現況

県では、地方公営企業法に基づき、県立病院等事業、電気事業・工業用水道事業及び下水道事業を設置し、それぞれ事業経営に必要な施設を整備しています。

(1) 施設概要

【県立病院等事業施設】

県立病院等の事業において20病院6地域診療センターを経営しており、保有している施設(棟)は154施設(棟)、総延床面積は約45万㎡です。施設(棟)数では、職員公舎が約8割を占めていますが、総延床面積では病院施設が約8割を占めています。

■表 6 県立病院等事業における施設保有状況■

施設類型	細分類・施設種別	施設数 (棟数)	延床面積	
				1施設(棟)あたり
県立病院等 事業施設	病院	20 施設 (23 施設)	365,079 ㎡ (410,467 ㎡)	18,254 ㎡ (17,846 ㎡)
	診療所	6 施設	19,707 ㎡ (20,341 ㎡)	3,284 ㎡ (3,390 ㎡)
	職員公舎	127 棟 (124 棟)	59,989 ㎡ (64,026 ㎡)	472 ㎡ (516 ㎡)
	厚生福利施設	1 施設	2,966 ㎡	2,966 ㎡
合計		154 施設(棟)	447,739 ㎡ (497,800 ㎡)	2,907 ㎡ (3,232 ㎡)

()内の数値:計画策定時(平成26年度末)の数値。ただし変動がない場合は()記載なし。

【電気事業・工業用水道事業施設】

電気事業において20発電所、工業用水道事業において1事業を経営しており、保有している施設は、電気事業施設25施設、工業用水道事業施設7施設、職員公舎2施設の計34施設です。

■表 7 電気事業・工業用水道事業における施設保有状況■

施設類型	細分類・施設種別	施設数(棟数)
電気事業・ 工業用水道 事業施設	電気事業施設	25 施設 (23 施設)
	工業用水道事業施設	7 施設 (6 施設)
	職員公舎	2 棟

()内の数値:計画策定時(平成26年度末)の数値。ただし変動がない場合は()記載なし。

【下水道事業施設】

下水道事業において北上川上流及び磐井川流域を経営しており、保有している施設は、管路25施設、ポンプ場13施設、処理場4施設の計42施設です。

■表 8 下水道事業における施設保有状況■

施設類型	細分類・施設種別	施設数
下水道事業 施設	管路施設	25 施設
	ポンプ場	13 施設
	処理場	4 施設

■写真 3 公営企業施設の例■



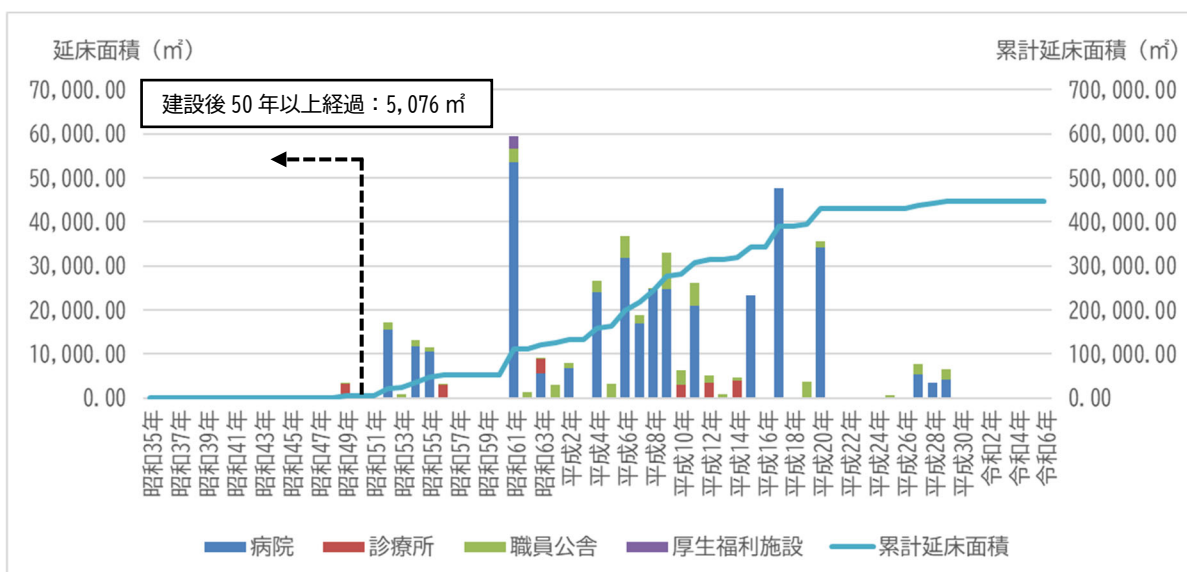
(2) 建設後の経過年数(建設後 50 年以上経過する施設の割合)

【県立病院等事業施設】

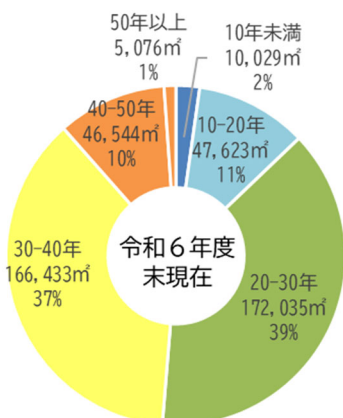
県立病院等の事業施設は、昭和40年代から建設が進められており、延床面積ベースでは、昭和61年度が整備年度のピーク(約6万㎡)となっています。

建設後の経過年数に着目すると、令和6年度末時点では、建設後50年以上経過している施設は1%ですが、20年後にはその割合が約50%まで上昇し、老朽化施設の増加が見込まれています。

■図 8 県立病院等事業施設の建設年度別延床面積■



■図 9、表 8 県立病院等事業施設の経過年数別延床面積の割合■



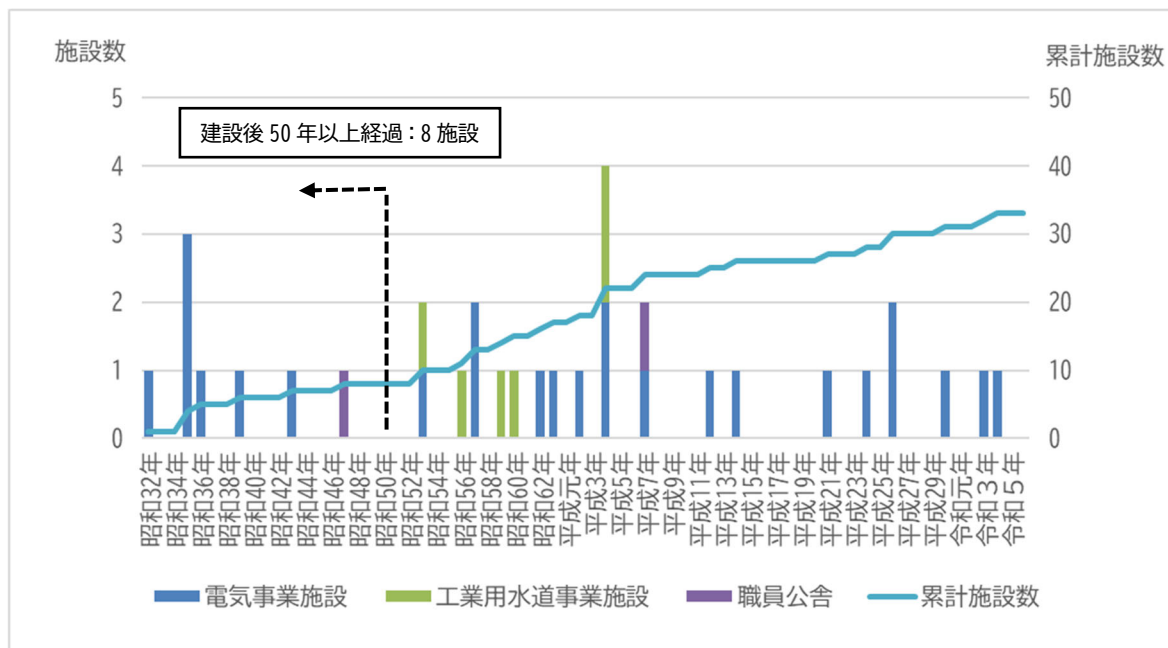
細分類・施設種別	建設後 50 年以上経過する施設 (延床面積) の割合			
	令和6年度末現在	10 年後	20 年後	30 年後
病院	0%	10%	48%	87%
診療所	16%	31%	47%	100%
職員公舎	3%	13%	49%	83%
厚生福利施設	0%	0%	100%	100%
全体	1%	12%	49%	87%

【電気事業・工業用水道事業施設】

電気事業・工業用水道事業施設は、昭和30年代から継続的に整備が進められてきました。

建設後の経過年数に着目すると、令和6年度末時点では、建設後50年以上経過している施設は24％ですが、10年後にはその割合が45％まで上昇し、老朽化施設の増加が見込まれています。

■図 10 電気事業・工業用水道事業施設の整備年度別施設・設備数■

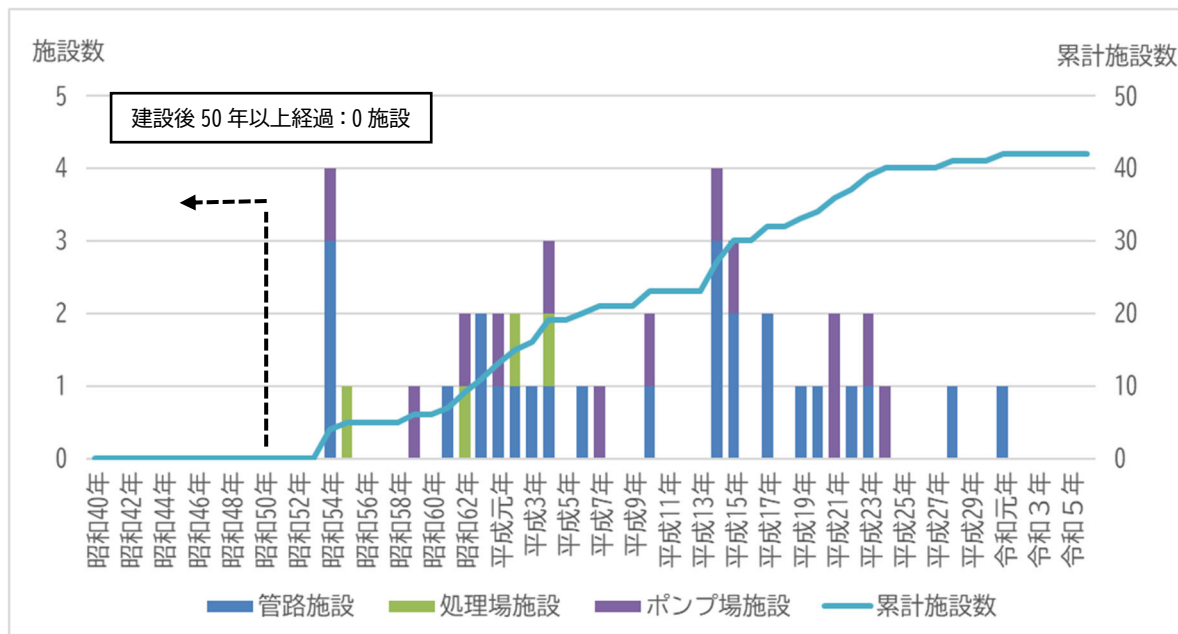


【下水道事業施設】

下水道事業施設は、昭和50年代から継続的に整備が進められてきました。

建設後の経過年数に着目すると、令和6年度末時点では、建設後50年以上経過している施設はありませんが、20年後にはその割合が50%まで上昇し、老朽化施設の増加が見込まれています。

■図 11 下水道事業施設の整備年度別施設・設備数■



■表 10 下水道事業施設の経過年数別施設数の割合■

細分類・施設種別	建設後 50 年以上経過する施設の割合			
	令和6年度末 現在	10 年後	20 年後	30 年後
管路施設	0%	12%	44%	76%
処理場施設	0%	25%	100%	100%
ポンプ場施設	0%	15%	46%	69%
全体	0%	14%	50%	76%

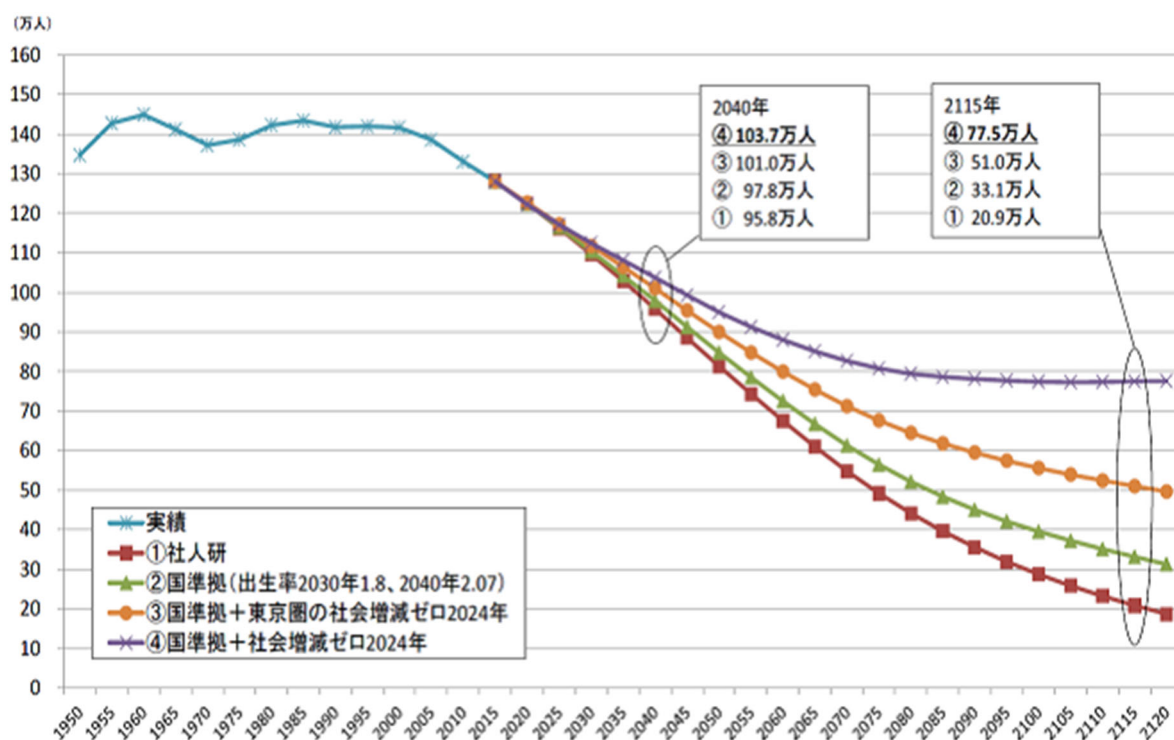
2.2 将来人口の展望

2.2.1 人口の展望

岩手県は、戦前・戦後の一時期を除き、一貫して続いている社会減と、平成11年(1999年)以降の自然減が相まって、近年毎年1万人程度の人口減少が続いています。

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、岩手県の人口は、2040年に96万人程度になると見込まれ、更にその後も減少を続け、2115年には21万人程度まで減少すると試算されています。(図12 グラフ①)

■図12 本県の人口の長期的な見通し■



出典:岩手県人口ビジョン(令和2年3月)

この推計は、いわば、何ら対策を講じなかった場合の人口推計ですが、国立社会保障・人口問題研究所の推計をベースに、出生率が人口置換水準に回復した場合、2040年の岩手県の人口は98万人程度になると見込まれますが、本県の社会減は一定程度続くため、2115年には33万人程度まで減少すると試算されています。(図12 グラフ②)

また、2024年に東京圏の社会増減を均衡させるとの国の総合戦略の目標が実現した場合、2040年の岩手県の人口は101万人程度になると見込まれますが、依然として東京圏以外の地域との社会増減が発生し続けるため、その後も人口は減少を続け、2115年には51万人程度まで減少すると試算されています。(図12 グラフ③)

これら①～③の試算は、いずれの場合も岩手からの人口流出、社会減が続くため、出生率が人口置換水準である2.07に達し得ても、なお人口が減少し続ける推計です。

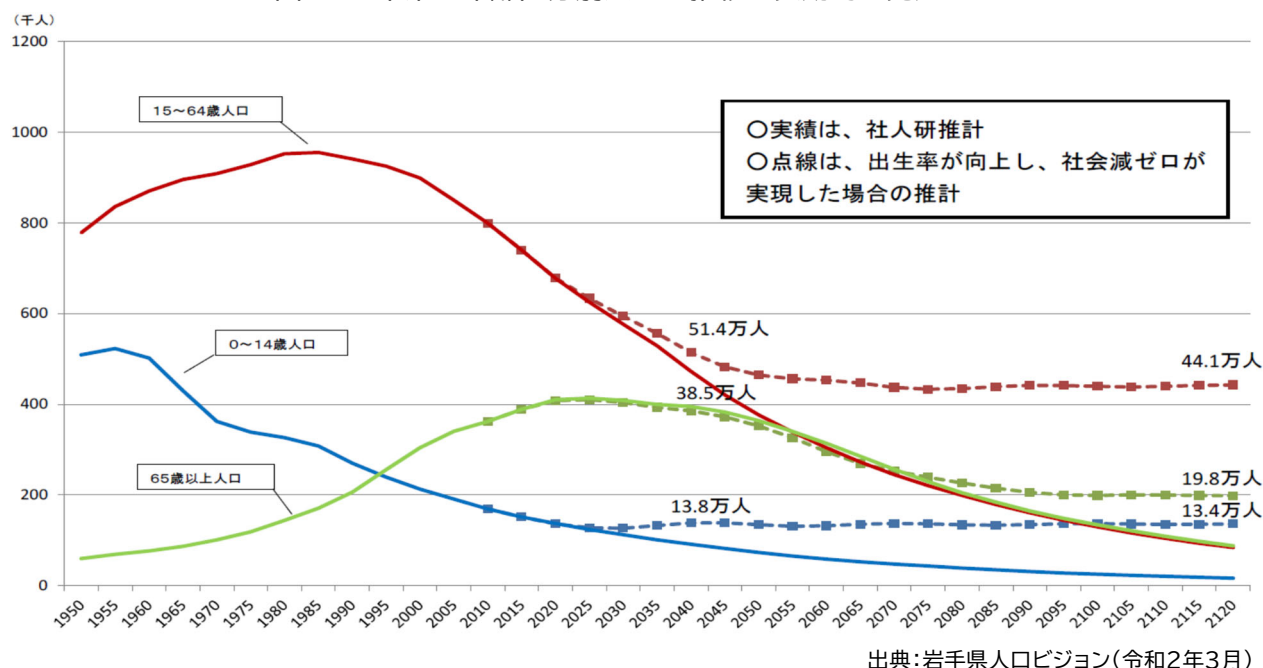
こうしたことから、本県では、ふるさと振興を進め、出生率の向上と社会減ゼロを実現することによって、2040年に100万人程度の人口を確保することを目指します。(図12 グラフ④)。

2.2.2 世代別人口の展望

国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、本県の令和22年(2040年)の人口は、15歳から64歳までの生産年齢人口が50%になっており、1人の労働世代が1人の被扶養世代を支える肩車状態になると見込まれています。更に、その先も生産年齢人口の割合は減り続け、支える側と支えられる側のバランスが崩れることが想定されます。

一方、出生率が向上し、岩手県で社会増減が均衡した場合の生産年齢人口の割合は、未だ令和22年(2040年)時点では50%に留まるものの、将来的には57%まで改善し、人口の若返りが期待できます。(図13)

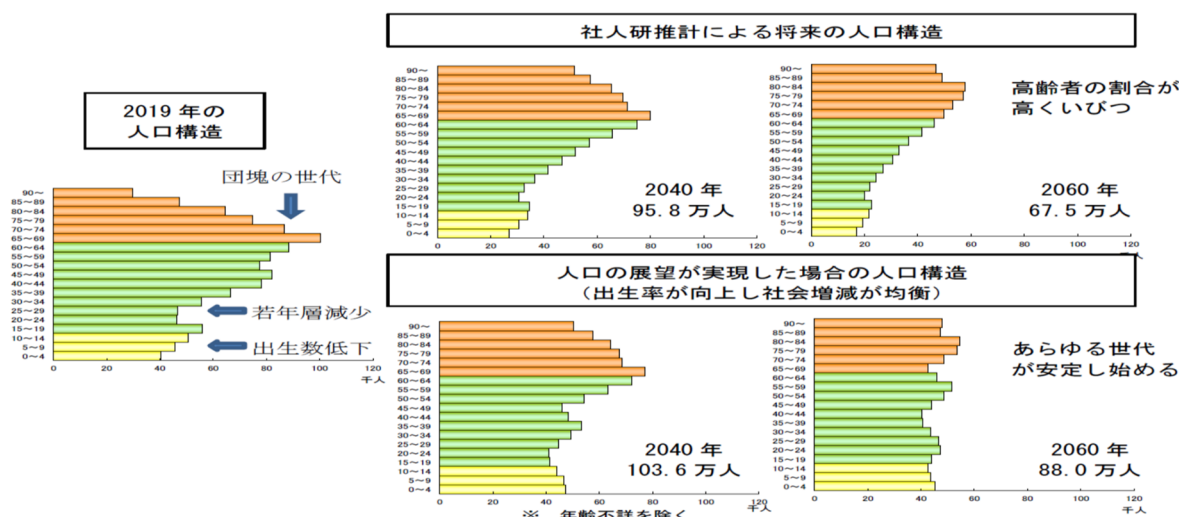
■図 13 本県の年齢区分別人口の推移と長期的な見通し■



若い世代の希望や岩手で住みたい、働きたい、帰りたいと願う多くの方々の希望に応え、人口の展望が実現すると、2040年に人口は100万人程度確保されます。

更に、将来的に人口は安定期を迎え、図14のような人口構造を迎えることが期待できます。

■図 14 人口構造の見通し■



2.3 公共施設等の維持・更新等に係る経費見込み等

2.3.1 今後の経費見込みと充当可能な予算額

県が現在、保有している公共施設等をすべて維持すると仮定した場合の、今後30年間の修繕・更新等に係る経費を以下の条件で試算します。

■公共施設等の修繕・更新等に係る将来費用の試算条件■

【公共施設】

○対象費用

各個別施設計画を踏まえ、維持管理修繕費、改修、更新等経費を算定

○試算条件の例外

- ① 個別施設計画の計画期間が30年間(2054年まで)未満の場合は、施設の特性に応じて、個別施設計画における経費見込みの平均額や過去5年の決算額平均などから推計し、算定計上
- ② 建設年を基準に30年後までに築70年(鉄筋コンクリートの庁舎等の耐用年数50年に対し、長寿命化対策を講じることにより20年間存続期間を延伸)に達する公共施設等について、現在と同じ延床面積で建替えすると仮定し、延床面積の数量に単価(総務省が提供している更新費用試算ソフトによる)を乗じることにより試算し、対象費用に加算(個別施設計画において建替費用を計上しているものを除く。)

【インフラ施設】

○対象費用

各個別施設計画を踏まえ、維持管理修繕費、改修、更新等経費を算定

○試算条件の例外

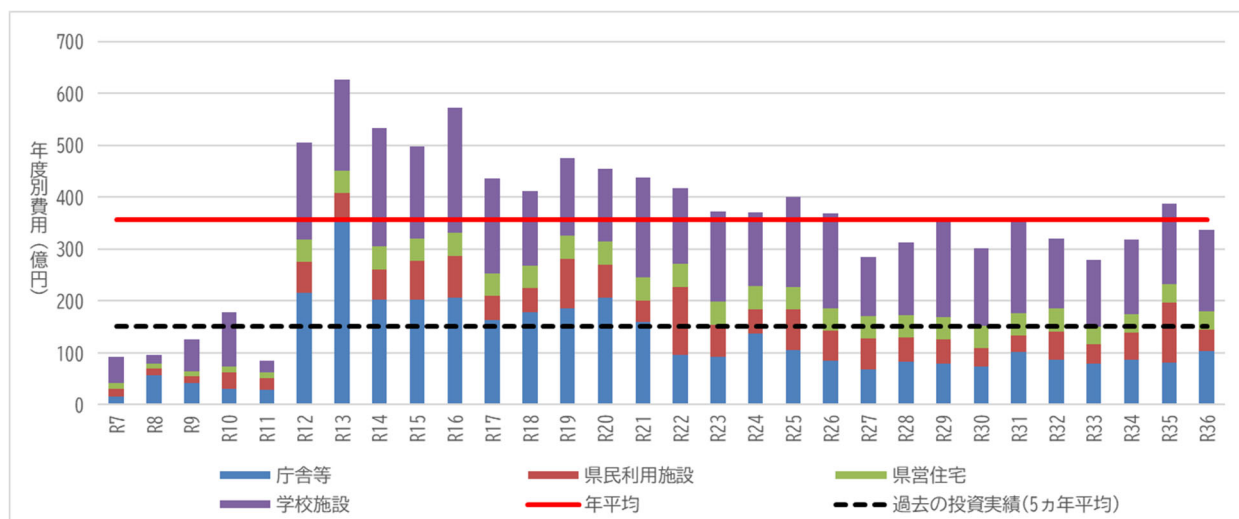
個別施設計画の計画期間が30年間(2054年まで)未満の場合は、施設の特性に応じて、個別施設計画における経費見込みの平均額や過去5年の決算額平均などから推計し、算定計上

- ・維持管理修繕：施設、設備、構造物等の機能維持のために必要な補修・修繕・点検・調査など
- ・改修：施設、設備、構造物等の機能向上等の改修(大規模改修、耐震改修、長寿命化改修など)経費
- ・更新等：施設等の建替え、更新(除却を含む。)経費

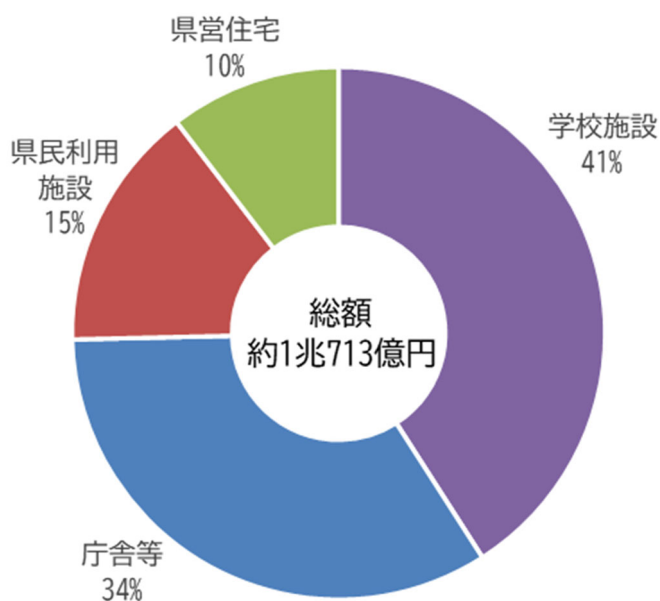
(1) 公共施設

県が保有する公共施設の修繕・更新等に係る経費について、前頁の条件に基づき試算した結果、今後30年間で約 1 兆713億円、年平均で約357億円が必要となる見込みです。これは、過去5年間の平均投資額(約150億円)の約2.4倍に相当します。

■図 15 今後 30 年間の経費の見込み(公共施設)■



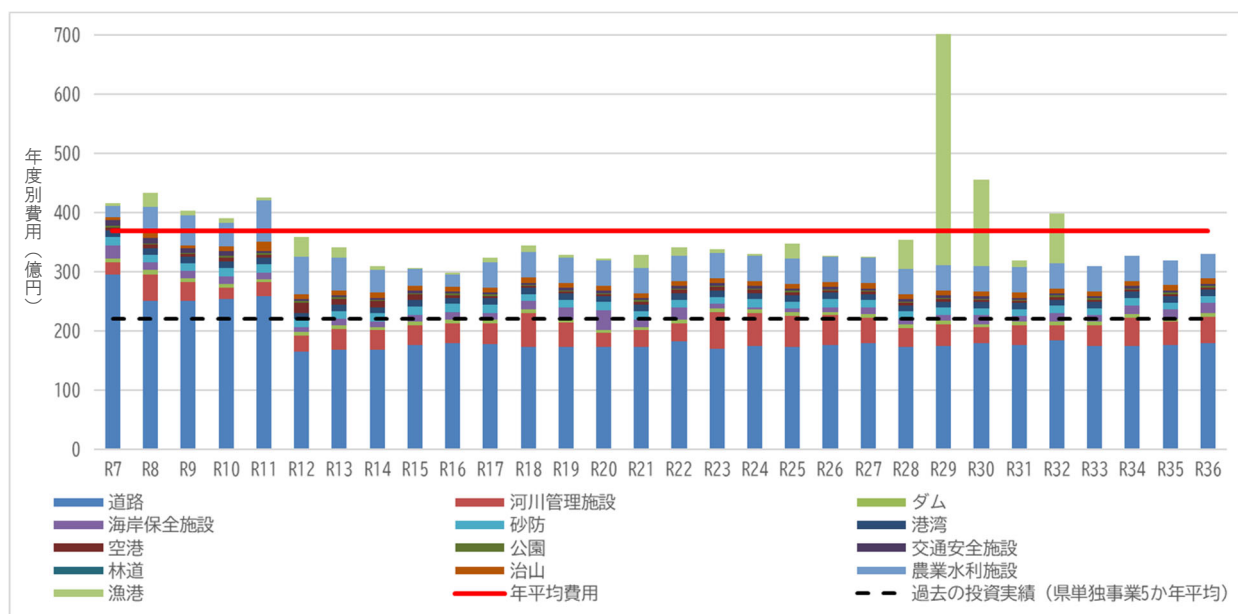
■図 16 今後 30 年間の経費の見込み内訳(公共施設)■



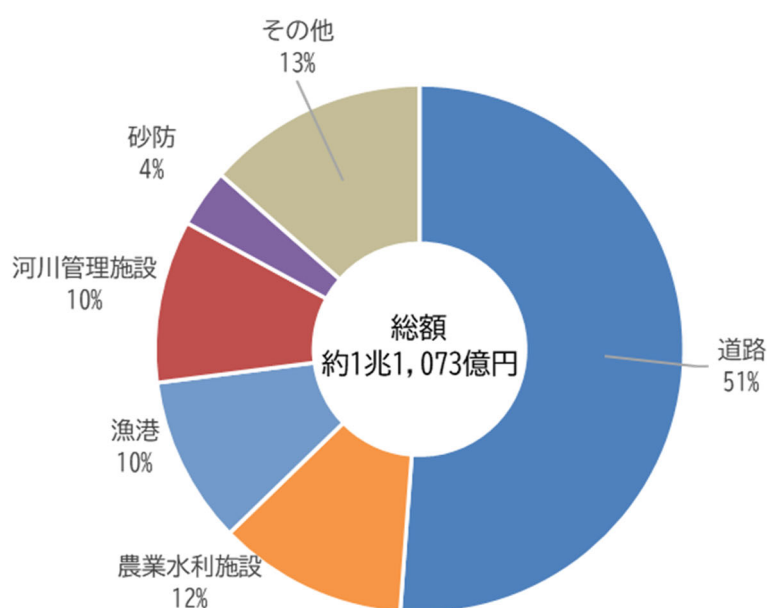
(2) インフラ施設

県が保有するインフラ施設の修繕・更新等に係る経費について、17頁の条件に基づき試算した結果、今後30年間で約 1 兆 1,073 億円、年平均で約369億円必要となる見込みです。これは、過去5年間の県単独事業の平均投資額(約220億円)の約1.7倍に相当します。

■図 17 今後 30 年間の経費の見込み(インフラ施設)■



■図 18 今後 30 年間の経費の見込み内訳(インフラ施設)■



(3) 中長期的な維持管理・更新等に係る経費の見込み

◆今後 30 年間の経費見込み

中長期的な経費の見込みについて、令和 6 年度における公共施設等の状況を踏まえ、令和 7 年度(2025)を起点に、令和36年度(2054)までの30年間の期間に関し、普通会計と公営事業会計、建築物とインフラ施設を区分し、維持管理・修繕、改修及び更新等の経費区分ごとに算出しました。

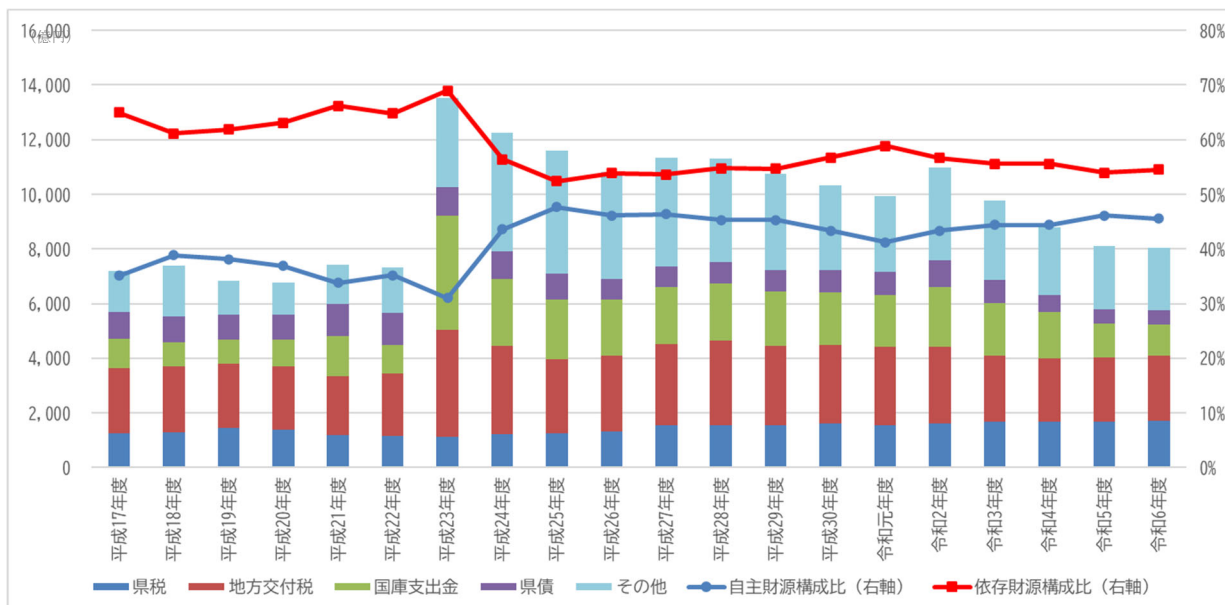
(百万円)

経費区分		維持管理・ 修繕 ①	改修 ②	更新等 ③	合計 ④ ①+②+③	耐用年数 経過時に 単純更新 した場合 ⑤	長寿命化 対策等の 効果額 ⑥ ④-⑤	長寿命化 対策等 による 経費削減率 (%) ⑦	現在要して いる経費 (R2～R6の 5年平均) ⑧
普通 会計	建築物(a)	64,026	513,042	494,277	1,071,345	1,275,783	△204,438	△16.0	15,027
	インフラ 施設(b)	648,745	146,466	312,050	1,107,261	2,014,632	△907,371	△45.0	22,013
	計(a+b)	712,771	659,508	806,327	2,178,606	3,290,415	△1,111,809	△33.8	37,040
公営 事業 会計	建築物(c)	4,500	132,787	18,675	155,962	214,788	△58,826	△27.4	914
	インフラ 施設(d)	59,566	137,749	87,671	284,986	470,836	△185,850	△39.5	4,808
	計(c+d)	64,066	270,536	106,346	440,948	685,624	△244,676	△35.7	5,722
建築物 計(a+c)		68,526	645,829	512,952	1,227,307	1,490,571	△263,264	△17.7	15,941
インフラ施設 計(b+d)		708,311	284,215	399,721	1,392,247	2,485,468	△1,093,221	△44.0	26,821
合計(a+b+c+d)		776,837	930,044	912,673	2,619,554	3,976,039	△1,356,485	△34.1	42,762

2.3.2 財政に関する状況

県の財政規模は、震災復旧・復興の影響により、平成23年度以降に拡大したものの、近年は減少傾向にあります。また、歳入でみた場合、全体に占める自主財源の割合は、概ね横ばいで推移しています。

■図 19 歳入決算の推移(一般会計:平成17年度～令和6年度)■



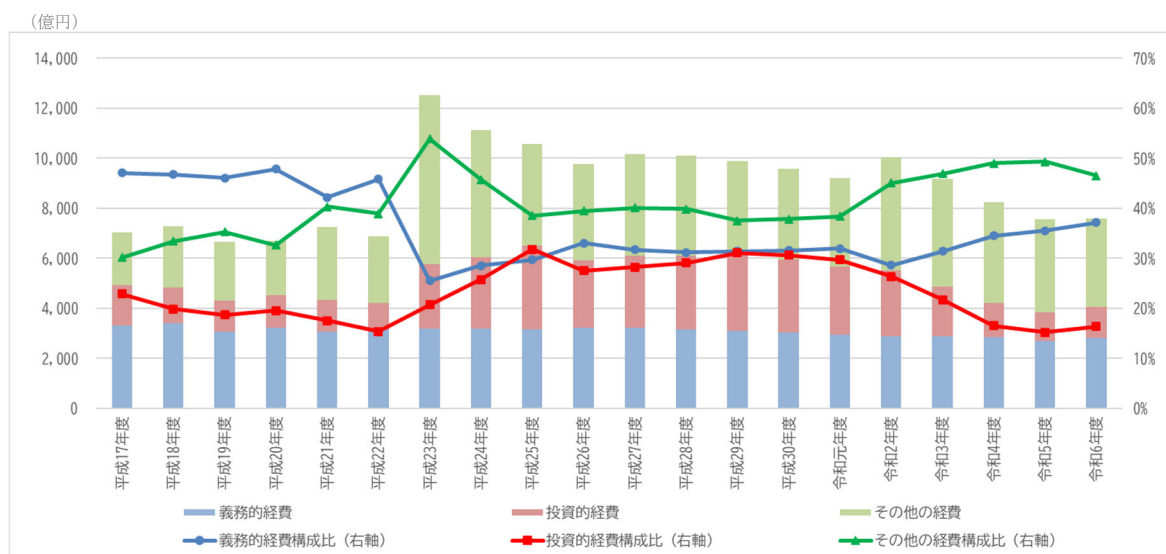
自主財源:県税、使用料及び手数料など、県が自ら徴収又は収納できる財源

依存財源:地方交付税や国庫支出金など、国から一定の額を交付されたり割り当てられたりする財源

一方、歳出でみた場合、道路や学校などの建設や建替え、改修といった社会資本を整備するための経費である投資的経費は、震災以降、増加していたものの、近年は減少し、震災前の水準に近づいています。また、人件費や公債費を始めとする義務的経費が全体に占める割合は、震災以降、概ね横ばいで推移していたものの、給与改定に伴う人件費の増等により、近年は漸増しています。

今後も、人口構造の変化等に伴う社会保障関係費の増のほか、金利上昇に伴う公債費の高水準での推移等により、本県を取り巻く財政状況は一層厳しさを増す見込みです。

■図 20 歳出決算の推移(一般会計:平成17年度～令和6年度)■



義務的経費:人件費、扶助費、公債費

投資的経費:普通建設事業費、災害復旧事業費

その他の経費:物件費、維持補修費、補助費等、繰出金、積立金、投資・出資金、貸付金

2.4 第1期計画(平成27～令和6(2015～2024)年度)の総括

2.4.1 公共施設

① 第1期計画の成果

内 容

ア 個別施設計画の策定

岩手県公共施設等総合管理計画に基づき、令和3年度までに個別施設計画を策定しました。

イ 管理目標の設定

令和4年度の第1期計画の改定により、将来の人口減少や今後の財政見通しを踏まえて、公共施設の維持管理及び行政サービスの提供を持続可能なものとしていくため、公共施設の施設規模や総量適正化に向けた取組として、①公共施設に係る県民1人当たりの決算額を12,000円以下、また、②2040(令和22)年度までに学校施設を除く公共施設の延床面積を令和2年度末時点と比較し85%程度まで削減する目標を設定しました。

(ア) 県民1人当たり決算額の維持

令和6年度における公共施設に係る県民1人当たり決算額は11,996円となり、公共施設等の長寿命化に向けた将来負担の軽減、維持管理コストの縮減や財政負担の平準化等の取組により、目標の県民1人当たり決算額12,000円以下を達成しました。

(イ) 延床面積の削減

令和6年度末時点における延床面積の削減量は、令和2年度末時点と比較し、▲5.5万㎡、4年間の削減率は▲3.5%となりました。

20年間の削減率の目標が▲15%であることから、目標の達成に向けて着実に延床面積の削減を進めました。

■表 11 延床面積の削減状況■

(単位:万㎡)

区分	目 標				実 績		
	現状[A] (R2)	目標[B] (R22)	削減量 (B-A)	目標 削減率	実績[C] (R6)	削減量[D] (C-A)	削減率 (D/A)
公共施設の 延床面積	158.6 (259.7)	134.8 (220.8)	▲23.8 (▲38.9)	▲15% (▲15%)	153.1 (252.8)	▲5.5 (▲6.9)	▲3.5% (▲2.7%)

※第1期計画では学校施設を除く公共施設を削減目標の対象としているもの

※()は学校施設含む延床面積

ウ 施設の有効活用・長寿命化

(ア) 官民連携の推進

平成30年3月に「岩手県PPP/PFI手法導入指針」を策定(令和6年8月改正)し、公共施設等の整備等の方針を検討するに当たって、多様なPPP/PFI手法の導入が適切かどうかを、自ら公共施設等の整備等を行う従来型手法に優先して検討する仕組みを構築しました。

(イ) 岩手県公共施設等適正管理推進基金の造成・運用

個別施設計画に基づく長寿命化対策の実効性を高めるため、「岩手県公共施設等適正管理推進基金」を令和4年度に設置(120億円)し、公共施設の建替えや長寿命化修繕経費など施設の適正管理に要する財源確保を進めました。

② 第1期計画の課題

内 容

ア 県有施設の総量適正化

- ・ 人口減少が進む中、将来にわたって安定的で持続可能な公共施設の管理を推進する必要があります。
- ・ 公共施設の設置目的や利用状況、建物性能等を定量的に把握し、施設の集約等の可能性を探り、施設総量の削減に向けて取組の具体化を進める必要があります。
- ・ 行政ニーズや交通状況の変化等も踏まえ、施設の適正配置等に向けた取組を進める必要があります。

イ 施設の有効活用

- ・ 施設の利用状況や建物性能等を定量的に把握した上で、施設の集約化・複合化により活用の高度化を検討する必要があります。
- ・ 国や市町村と整備構想・計画等の情報を共有し、共同利用も含め、地域における公共施設全体を視野に適正管理を進める必要があります。

ウ 県有施設の長寿命化

- ・ 物価高騰や人材不足の影響を考慮に入れ、長期的な施設のあり方を踏まえた上で、実施の可否を判断する必要があります。
- ・ 限られた財源を有効に活用するため、大規模施設等整備事業を行うための優先度評価が必要です。

■表 12 大規模施設等整備事業における工事費■

(単位：億円)

予算年度	R 5 (実績)	R 6 (実績)	R 7 (実績)	R 8 (見込)	R 9 (見込)	R 10 (見込)	R 11 (見込)
事業費	168	189	206	276	272	276	152

エ 維持管理経費の最適化

- ・ 施設ごとに維持管理経費を把握し施設管理経費が施設評価に見合った水準となっているか定量的に把握するためのデータが必要です。

2.4.2 インフラ施設

① 第1期計画の成果

県では、第1期計画において、インフラ施設の計画的な維持管理・更新を推進するため、予防保全型管理による社会資本の効率的、効果的な維持管理・運営を進めてきました。

その結果、インフラ施設における26分類の個別施設計画のうち、23分類において予防保全型管理を進める個別施設計画を策定しました。

② 第1期計画の課題

第2期計画においては、資材費・労務費の高騰、人材不足など第1期計画策定時から社会情勢が大きく変わっていることを受け、この変化へ対応する必要があります。これまでの長寿命化の取組状況を踏まえ、本格的な予防保全型管理を実施していくためには、以下のような課題があります。

ア 社会情勢等の変化への対応

(ア) インフラメンテナンスの担い手の確保・技術承継

インフラ施設の老朽化の加速に伴い、施設総量を維持した場合、補修等の対策が必要となる施設が増加していきます。一方で、人口減少に伴い、建設業の担い手が不足していくことが懸念されます。

(イ) 社会経済活動を持続するためのインフラ機能の維持

近年の自然災害激甚化・頻発化を受けて、万が一被災した場合にも、被害を最小限に抑え、早期復興を目指すために、社会経済活動への影響を最小限に抑えるためのインフラ機能の確保が必要です。

(ウ) 維持管理予算の確保

インフラ施設の老朽化に伴い、施設総量を維持した場合、インフラメンテナンスに必要な予算は増大していくことは不可避であり、維持管理予算の確保と併せ事業手法の検討が必要です。

(エ) 維持管理における効率化・生産性の向上

デジタル技術や、官民連携手法等の活用による、点検・診断・補強等の効率的な実施や生産性の向上が必要です。

イ 本県におけるこれまでの取組を受けた対応

(ア) 予防保全型管理の本格的な実施

現時点において、本格的な予防保全型管理への移行が完了したとは言えないことから、効率的なインフラメンテナンスを進めるため、予防保全型管理の本格的な実施が必要です。

(イ) 蓄積されたデータや知見を活かした、インフラメンテナンスの効率化・省力化

これまでの取組により蓄積されたデータや知見を活かしつつ、インフラメンテナンスの効率化・省力化を図るためのデータの利活用方法の整理が必要です。

第3章 公共施設等の総合的かつ計画的な管理に関する基本的な方針

3.1 計画期間

令和7年度から令和16年度までの10年間を計画期間とします。ただし、取組の進捗状況を毎年度フォローアップし、必要に応じて、随時見直すものとします。

3.2 現状や課題に関する基本認識

「第2章 公共施設等の現況及び将来の見通し」から、本県の公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを進めるにあたり、以下のような課題に対応する必要があります。

3.2.1 公共施設等の老朽化への対応

本県は、高度成長期から昭和50年代を中心に整備した多くの公共施設等を保有しており、今後、老朽化する施設が着実に増加することが見込まれています。公共施設では、令和6年度末現在、建設後50年以上経過している施設の割合は約2割ですが、10年後には4割を超えることが見込まれています。また、インフラ施設や公営企業施設についても同様に、老朽化する施設が増加することが見込まれており、今後、多くの施設が大規模修繕や更新が必要となる時期を迎えることから、増大する維持管理や修繕、更新等に要する経費への対応が課題となっています。

一方、県の財政状況は、厳しい状況が続いており、今後も人口減少及び少子高齢化の進行により、扶助費等の義務的経費の増加や税収の減少といった硬直的な財政状況の継続が見込まれます。労務費や資材費も高騰する中、効率的な施設の維持管理に努めるとともに、中長期的な展望に立った計画的な修繕や更新等により、財政負担を軽減しつつ、必要となる投資的経費を確保していくことが求められています。

3.2.2 社会経済情勢等の変化への対応

岩手県では、出生率の向上と人口の社会減ゼロの実現を目指すふるさと振興に取り組むこととしており、これが実現した場合の将来の人口を令和22年(2040年)に約104万人と展望しています。

一方、この人口の展望が実現した場合であっても、県の総人口は平成22年(2010年)比で約2割の減少が見込まれるほか、世代別人口を見ても、当分の間は年少人口及び生産年齢人口が減少する一方で、老年人口は増加する、いわゆる少子高齢化が進行することが見込まれています。

公共施設等は、これまで人口の増加に伴った市街地の拡大や経済活動の拡大など社会・経済的な要請に応じて整備されてきましたが、人口減少や人口構造の変化をはじめとする社会経済情勢等の変化に即した的確な対応が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、地域を支える基盤の一つである公共施設等の役割に留意しつつ、人口動態を踏まえた将来の利用需要の変化を的確に捉え、施設の規模や配置、提供する機能などを適切に判断し、今後のあり方を検討する必要があります。

また、地球温暖化防止対策など環境への配慮や公共施設等のマネジメントに取り組む市町村等との連携など新たな視点を踏まえながら率先して対応する必要があります。

3.2.3 災害への対応

東日本大震災津波を教訓とし、いかなる大規模自然災害が発生しても「致命的な被害を負わない強さ」と「速やかに回復するしなやかさ」を持った安全・安心な地域社会の構築に向けた取組が課題となっています。

こうした状況を踏まえ、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を果たす庁舎や多くの県民が利用する公共施設、緊急輸送道路における橋梁等のインフラ施設などに求められる機能を維持・強化する必要があります。

3.3 公共施設等の管理に関する基本的な考え方

3.3.1 基本的な方針

「3.2 現状や課題に関する基本認識」を踏まえ、以下の3つの基本方針を柱とし、次頁以降に示す具体的な取組方針に基づき、本県の公共施設等の総合的かつ計画的なマネジメントを推進していきます。

方針Ⅰ：コスト縮減・財政負担の平準化

計画的な維持管理と長寿命化を推進し、公共施設等の維持管理や修繕、更新等に係る中長期的なコストの縮減に取り組むとともに、財政負担の平準化を推進するため、大規模施設整備の優先度を見定め、財政計画との連動を進めます。

方針Ⅱ：施設規模・配置・機能等の適正化

「第2期岩手県ふるさと振興総合戦略」に掲げる4つの基本目標のひとつである「豊かなふるさとを支える基盤の強化を進め、地域の魅力向上を目指す」の趣旨を踏まえながら、人口動態に対応した公共施設等のあり方を検討し、施設規模や配置、機能等の適正化に取り組めます。

併せて、公共施設等のあり方の検討に当たっては、環境への配慮や市町村等との連携などについても十分考慮します。

方針Ⅲ：安全・安心の確保

「第3期岩手県国土強靱化地域計画」に位置付けられる施策との整合性を図りながら、気象災害等の激甚化・頻発化やインフラ施設の老朽化が加速度的に進行している状況を踏まえ、計画的な耐震化の推進や定期的な点検・診断の結果に基づく老朽化対策などにより、公共施設等に求められる機能を維持・強化し、県民、施設利用者等の安全・安心を確保します。

3.3.2 具体的な取組方針

(1) 点検・診断等の実施方針

① 定期的な点検・診断の実施

統一的な基準に基づく点検・診断マニュアル等を整備するとともに、全庁的な点検実施体制を構築し、中長期的なコスト縮減・財政負担の平準化に向けて定期的な点検・診断の実施に取り組めます。

② 継続的に実施可能な点検・診断体系の構築

施設特性に応じた合理的な点検・診断方法の検討を進め、具体的な方法や頻度、外部委託や地域住民との協働を含めた実施体制などについて精査し、継続的に実施可能な点検・診断体系を構築します。

また、土木系を含む技術系職員数が減少するなど、メンテナンスに携わる担い手が不足していることから、情報通信技術などの新技術や点検・補修データの利活用などによりインフラメンテナンスの効率化についても取り組めます。

③ 点検・診断結果の一元管理の推進

維持管理の効率化・高度化に向けて、施設台帳や点検・診断結果等の情報の蓄積や活用に取り組む、データベース構築等により情報の一元管理を推進します。

(2) 維持管理・修繕・更新等の実施方針

① 計画的な維持管理の実施

本計画に基づく個別施設計画の策定を推進し、施設特性に応じた対策の優先順位を設定し、中長期的な視点に立った財政負担の平準化を図りながら、計画的な維持管理を実施します。

また、個別施設計画に類する計画を既に策定している施設についても、点検・診断結果の分析に基づき、随時、計画の見直しを行います。

② 新設・更新時におけるライフサイクルコストの縮減

新設・更新の際には、省エネルギー対策や日常的な点検・小修繕等の維持管理の容易性に配慮した構造や仕様、高耐久性材料等を採用することによりライフサイクルコストの縮減に努めます。

③ 環境負荷低減への取組

立地条件等を踏まえた再生可能エネルギーの導入の検討や環境に配慮した材料選定、施設の長寿命化による建設廃棄物の発生抑制など、環境負荷の低減に取り組めます。

(3) 安全確保の実施方針

① 高度の危険性が認められた場合の対応ルール確立

点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止などの緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施するなど、安全確保に向けた対応ルールの確立に取り組めます。

② 用途を廃止した施設の適切な管理

用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺的环境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努めます。

また、諸般の事情により早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入

禁止措置や定期的な見回りにより、安全の確保に十分配慮するなど適切な管理に取り組みます。

(4) 耐震化の実施方針

① 耐震改修促進計画等の推進

多くの県民が利用する公共施設については、「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づき着実に耐震化を推進します。

また、インフラ施設についても、耐震対策の必要性を把握したうえ、施設特性に応じた取組の優先度を設定し、「第3期岩手県国土強靱化地域計画」に位置付けられる施策との整合性を図りながら、計画的な対策の推進に取り組みます。

② 効率的な対策実施

長寿命化対策と耐震対策を同時に施工することによりコスト縮減を図るなど、大規模修繕等の機会を捉えた効率的な対策を実施します。

(5) 長寿命化の実施方針

① 予防保全型維持管理の実施

定期的な点検・診断結果に基づいた適時適切な修繕の実施や高耐久性材料、工法選定といった「予防保全型維持管理」に取り組みます。

② 長寿命化対象の選別

老朽化の状況や利用状況、長寿命化対策によるコスト縮減効果などを総合的に勘案し、今後とも長期間にわたり、県が保有し、行政サービスを提供することが適当な施設を選別して計画的に長寿命化を実施します。

(6) ユニバーサルデザイン化の推進方針

すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した公共施設等の整備、改修に取り組みます。

(7) 脱炭素化の推進方針

地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、公共施設等の脱炭素化の推進については、岩手県地球温暖化対策実行計画に沿って対応していきます。

(8) 統合や廃止の推進方針

① 施設規模・総量の適正化と有効活用

人口減少の進行やそれに起因する財政状況の変化など、公共施設等を取り巻く環境は、今後大きく変動することが予想されます。将来にわたって持続可能で安定的な行政サービスを提供するために、適正な公共施設等のあり方について、不断に検討を進める必要があります。

施設の設置目的等の現在における位置づけ、利用状況や建物性能など、施設に関する情報や課題を「公共施設カルテ」にまとめ、施設の強みや課題を明確化した上で、当該施設の具体的な在り方を決定していくことで、施設規模・総量の適正化を推進していきます。

② 管理目標の設定

本県では、岩手県人口ビジョンにおいて、2040年に100万人程度の人口を確保することを目指しており、人口規模に見合った公共施設の規模・総量の適正化を推進しつつ、財政運営と公共施設の維持管理、行政サービスの提供を持続可能なものとしていくことが必要です。

本計画期間である令和7年度からの公共施設に係る県民1人当たり決算額については、労務費や資材費の高騰等を考慮した公共施設の維持管理に必要な現実的な水準として16,000円以下に見直したうえで、目標の達成状況については、当該年度を含む過去5年間実績の平均値により判定していきます。

また、2040年(令和22年度)までに、庁舎や県民利用施設、学校施設など全ての公共施設の延床面積を85%程度(令和2年度比)となるよう見直しを進めます。

なお、施設規模・総量の適正化の取組に当たっては、地域特性や地域活性化への配慮の上、維持管理及び利活用に係る様々な創意工夫を図りながら、今後の社会情勢の変化、人口動態、財政状況などに応じ適宜見直しを行っていきます。

■表 13 延床面積の削減目標■

区分	当初(R2) [A]	目標(R22) [B]	差引		目標
			削減面積 [C](B-A)	削減率 C/A	
公共施設の 延床面積	259.7万㎡	220.8万㎡	▲38.9万㎡	▲15%	▲15%

※第2期計画の期間は10年間であるが、目標期間は第1期計画期間も含めた20年間で設定

③ 国・市町村等との連携

効率的な行政サービスの提供やコスト縮減等の観点から、国や市町村と連携を図り、相互に類似する機能を有する施設を整備する際には、施設規模や機能分担についての調整に努めます。

また、類似の民間サービス提供事業者との役割分担や連携についても検討します。

(9) 総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針

① 全庁的な取組体制の整備

庁内関係部局による会議体である「岩手県公共施設等総合管理計画推進会議」を設置し、部局間の情報共有や調整、各施設所管室課による取組の支援、計画の進捗管理、財政負担の平準化等の調整を行い、公共施設等の総合的かつ計画的な管理を推進します。

② 情報管理・共有方策

戦略的にマネジメントを推進するためには、各種の情報を適切な形で蓄積し、それらのデータを有効活用することが必要です。具体的には、部材情報や劣化状況等の情報をもとにした点検・診断や、工事履歴等を踏まえた維持・修繕など、情報の有効活用を図るとともに、これらの情報に施設管理担当者が容易にアクセスできる環境を整え、日常的な管理の場面から情報を活用していくことが重要です。

また、他団体との比較が容易な減価償却累計額等のデータから将来負担の推計や適切な水準について検討を深めるなど、固定資産台帳データの公共施設等評価への活用を進めます。

③ 民間活力の導入

民間の技術やノウハウ、資金等を活用することにより、公共施設等の維持管理・更新の効率化、サービスの質的向上、財政負担の軽減が図られる事業については、岩手県 PPP／PFI 手法導入指針に基づき、民間活力の導入について検討します。

また、各施設の特性等を踏まえつつ、公共施設等の維持管理の担い手としての役割が期待される地域住民等との協働を推進します。

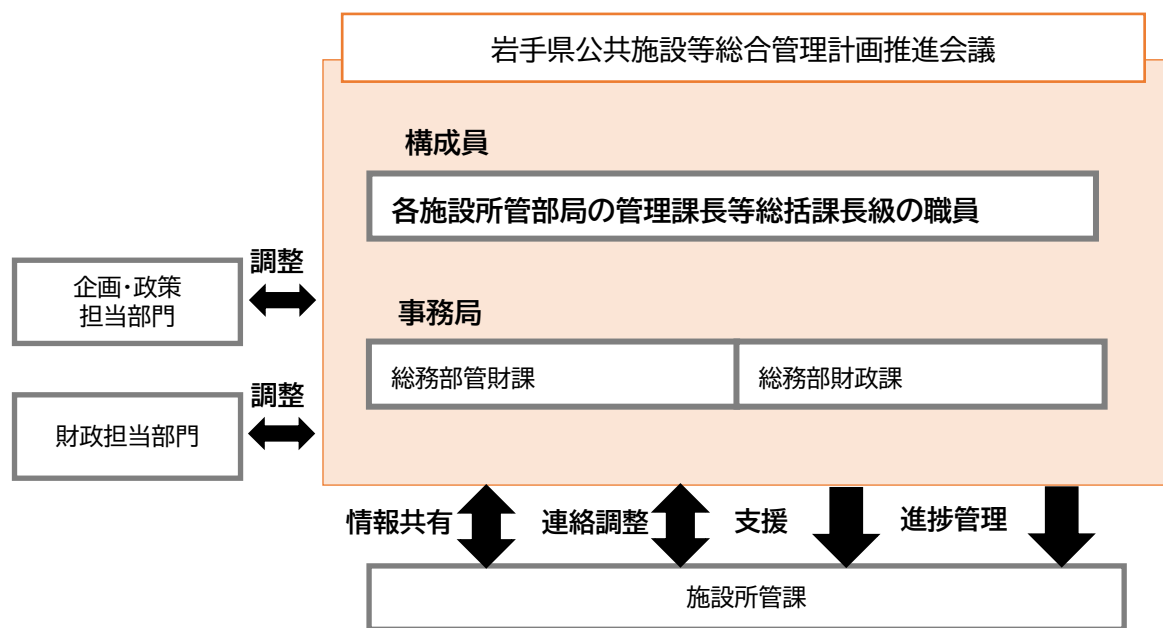
④ 施設管理者の技術力向上

各施設の管理者に対する定期的な技術研修会、連携会議の開催など、技術支援体制を構築し、施設管理者の技術力向上を図ります。

3.4 全庁的な取組体制と情報共有

全庁的な取組体制として「岩手県公共施設等総合管理計画推進会議」を設置し、部局間の情報共有や調整、各施設所管課の取組支援と計画の進捗管理、財政負担の平準化等の調整を行い、総合的かつ計画的な管理を推進します。

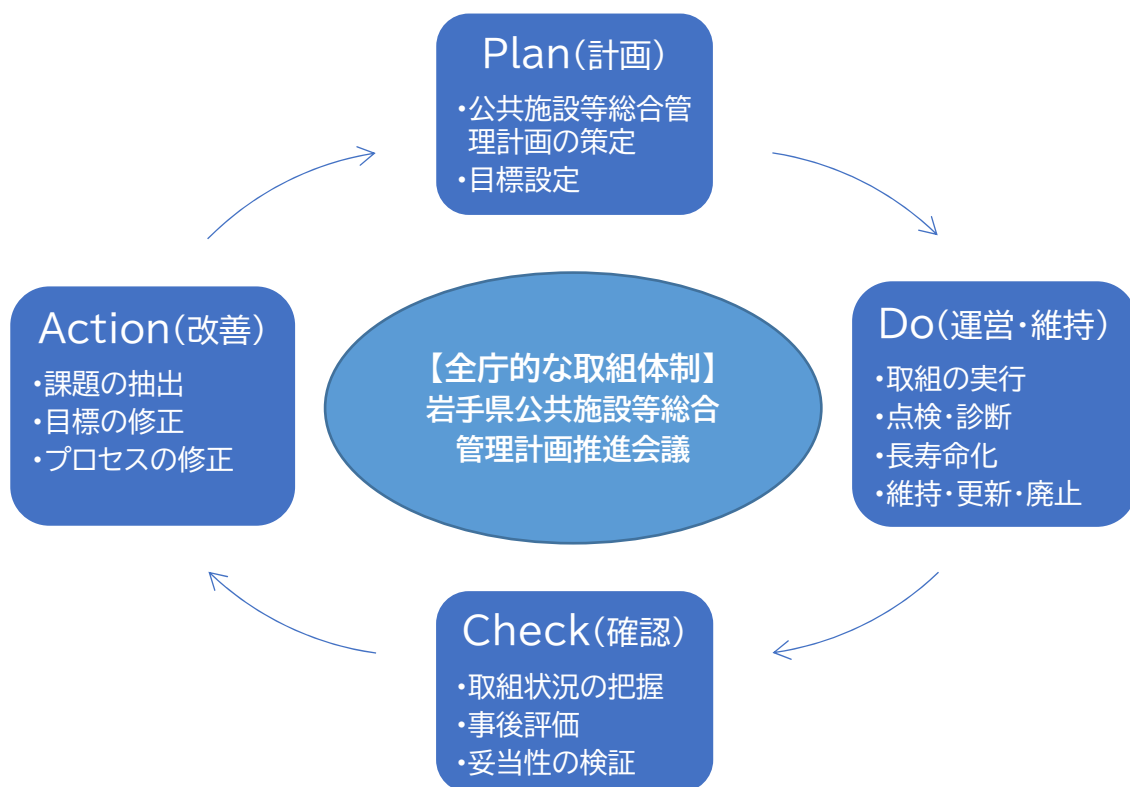
■図 21 全庁的な取組体制【岩手県公共施設等総合管理計画推進会議】■



3.5 フォローアップの実施方針

本計画を継続して発展させるため、PDCAサイクルに基づき、社会経済情勢の変化や本県の行財政改革の推進状況、施設整備・管理手法の変化など、公共施設等を取り巻く環境の変化に応じて、定期的かつ柔軟に見直しを行い、計画の充実・深度化を図っていきます。

■図 22 PDCA サイクルに基づく継続的な取組■



■ 第4章 施設類型ごとの管理に関する基本的な方針

4.1 公共施設

(1) 現状や課題に関する基本的な認識

第1期計画を通じて、延床面積の削減や新たな基金の設置による財源確保など、様々な取組を行ってきましたが、人口減少の進行やそれに起因する財政状況の変化など、公共施設等を取り巻く環境は、今後大きく変動することが予想されます。将来にわたり持続可能で安定的な行政サービスを提供するためには、適正な公共施設等のあり方について、不断に検討を進める必要があります。

単に公共施設総量の削減を進めるのではなく、将来にわたって必要とされる機能や配置について分析を行い、施設運営の質を確保、向上させつつ、戦略的な削減・縮小を進めることが重要です。

また、第1期計画を策定してからの10年間で、新型コロナウイルス感染症のまん延を契機としたDXの急速な進展や労務費・資材費の高騰など、社会情勢が大きく変化していることから、これらに対応した取組も今後は求められます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

ファシリティマネジメントの取組の推進方向は大きく分けて「量の見直し」と「質の見直し」の2つがあります。現在の施設類型において、空きスペースの横断的な使用調整、多目的な用途による施設の多機能化など有効活用に努めながら、利用度や性能など複数の指標による評価により選択と集中を図り、それにより生じた余剰施設の売却・貸付等による「量の見直し」を進めます。

また、今後も活用すべきと判断される施設については、計画的な保全により長寿命化を図るほか、ベンチマーキング分析に加え、新たにデータドリブン(データに基づく意思決定)に基づく施設評価、脱炭素化やDXによる維持管理経費の最適化や施設機能の向上などの「質の見直し」を行います。

(3) 第2期計画における取組

① 全体のマネジメント

第2期計画では、個別施設計画における施設の今後の方向性が「現状維持」以外の施設については、あり方検討を行うほか、公共施設の新設・更新の際には、他の県有施設、国・市町村との共同利用や民間施設の利活用など様々な手法の検討を行うこととします。

また、これらの取組を着実に進めていくために、岩手県公共施設等総合管理計画推進会議を通じて、各種検討状況等の把握・共有や進捗管理を行っていきます。

② 中期財政見通しを踏まえた対応

本県では、今後5年間の歳出・歳入の見込みや、財政運営の目標などを盛り込んだ中期財政見通しを策定していることから、特に大規模な施設整備については、整備の優先度に応じて中期財政見通しに反映させるなど、本計画と財政計画の連動を進めます。

③ 個別施設計画

新たな管理目標や中期財政見通しを踏まえて、個別施設計画の見直しを行っていきます。なお、計画期間内においても社会経済状況や県民ニーズの変化による事業変更が公共施設のマネジメントに影響を与える場合は、順次計画の見直しを行うほか、個別施設計画の対象外として
いる延床面積200㎡未満の施設についても適切に管理を行っていきます。

④ 県有施設のあり方検討

個別施設計画において今後の方向性が「現状維持」以外の施設については、ハード・ソフト両面から施設のあり方について具体の検討を実施し、施設の統廃合、売却等を着実に進めていきます。

なお、施設の廃止等については、その根拠や経緯など、明確に説明責任を果たせるよう、客観的で中立性に配慮しつつ、施設の総量適正化を推進していきます。

⑤ 公共施設カルテの作成等

データに基づく施設ごとの評価を的確に行うため、施設ごとの基本情報、利用状況、行政コストや建物性能等のデータを一元的に把握し、評価・分析を行った上で、施設ごとの今後の方向性等を示した公共施設カルテを作成・公表し、県有施設のあり方検討へ活用していきます。

4.1.1 庁舎等

対象施設	県庁舎、警察署、試験研究機関等
総論	庁舎等については、建築基準法に基づく定期点検の実施や「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づく耐震化等により、県民、来庁者等の安全・安心の確保に努めているところである。 今後は、老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、法定点検対象外の施設についても予防保全の観点から定期的な点検に取り組むとともに、部局横断による計画的な維持管理・長寿命化を推進していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	- 法定点検の対象施設については、引き続き確実に定期点検を実施するとともに、安全性の点検に加えて、耐久性、機能性の確認のために合理的な点検基準（マニュアル等）を整備し、法定点検対象外の施設についても、併せて統一的な基準の下で点検・確認に取り組む。 - 点検結果や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	目標耐用年数等長寿命化基準や修繕・更新の優先度を判断する際の基準等を整理した「岩手県公共施設個別施設計画策定指針」及び個別施設計画に基づき、計画的に対策を実施する。
③安全確保の実施方針	- 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。 - 用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置等により安全の確保に十分配慮する。
④耐震化の実施方針	- 県庁舎及び各地区合同庁舎については、大地震等の大規模災害時に防災拠点としての機能を確保するため、「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づき計画的に耐震診断を行い、継続して庁舎本体の耐震化を推進する。 - その他「第3期岩手県耐震改修促進計画」対象外施設の耐震化に当たっては、長寿命化対策等との整合性を図りながら効率的な対策を実施する。
⑤長寿命化の実施方針	全庁的な観点から、老朽化の状況や利用状況、長寿命化対策によるコスト削減効果などを総合的に勘案し、長寿命化対象施設を絞り込み、施設特性や老朽化の状況に応じた適切な時期に対策を実施する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修に取り組む。
⑦脱炭素化の推進方針	地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。
⑧統合や廃止の推進方針	- 公共施設カルテを活用し、施設の利用状況や維持管理コスト、老朽化の度合い等について、定量的・定性的な両面から評価・分析を行い、施設ごとに今後の方向性を定め、施設規模・総量の適正化に取り組む。 - 効率的な行政サービスの提供やコスト削減の観点から、国や市町村と連携を図り、相互に類似する機能を有する施設を整備する際には、あらかじめ施設規模や機能分担の調整に努める。 - 未利用施設については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づく売却その他の有効活用を進める。
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	- 公共施設を対象とした部局横断的な連携会議等を設置し、点検基準、「岩手県公共施設個別施設計画策定指針」等の検討・整備、フォローアップを行う。 - 新設・更新する際は、PPP/PFI の活用など民間活力の導入について検討する。 - 日常点検を実施する施設職員の施設管理の知識向上に向け、研修会等を実施する。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
建築基準法に基づく定期点検の継続実施				
基準に基づく統一的な点検等の継続実施				
計画に基づく事業実施				
「岩手県耐震改修促進計画」の推進（対象外の施設の耐震化検討）				

4.1.2 県民利用施設

対象施設	体育館、博物館、ホール等
総論	県民利用施設については、建築基準法に基づく定期点検の実施や施設の耐震化により、県民、施設利用者等の安全・安心の確保に努めているところである。 今後は、老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、公共施設カルテを活用し、施設の利用状況や維持管理コスト、老朽化の度合い等を定量的・定性的に評価することで、施設規模・総量等の適正化を図るとともに、部局横断による計画的な維持管理・施設の統廃合を推進していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	- 法定点検の対象施設については、引き続き確実に定期点検を実施するとともに、安全性の点検に加えて、耐久性、機能性の確認のために合理的な点検基準（マニュアル等）を整備し、法定点検対象外の施設についても、併せて統一的な基準の下で点検・確認に取り組む。 - 点検結果や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	目標耐用年数等長寿命化基準や修繕・更新の優先度を判断する際の基準等を整理した「岩手県公共施設個別施設計画策定指針」及び個別施設計画に基づき、計画的に対策を実施する。
③安全確保の実施方針	- 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。 - 用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置等により安全の確保に十分配慮する。
④耐震化の実施方針	多くの県民が利用する県民利用施設について、計画的に耐震診断を実施するとともに、耐震化に当たっては、長寿命化対策等との整合性を図りながら効率的な対策を実施する。
⑤長寿命化の実施方針	公共施設カルテを活用し、施設の利用状況や維持管理コスト、老朽化の度合い等について、定量的・定性的な両面から評価・分析を行い、長寿命化対策など大規模施設等整備事業の優先度付けを行うことで、コスト縮減を図り、施設特性や老朽化の状況に応じた適切な時期に必要な対策を実施する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修に取り組む。
⑦脱炭素化の推進方針	地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。
⑧統合や廃止の推進方針	- 公共施設カルテを活用し、施設の利用状況や維持管理コスト、老朽化の度合い等について、定量的・定性的な両面から評価・分析を行い、施設ごとの今後の方向性に応じて在り方検討を行い、施設規模・総量の適正化に取り組む。 - 効率的な行政サービスの提供やコスト縮減の観点から、国や市町村との連携を図り、相互に類似する機能を有する施設を整備する際には、あらかじめ施設規模や機能分担の調整に努める。 - 未利用施設については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づく売却その他の有効活用を進める。

⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 公共施設を対象とした部局横断的な連携会議等を設置し、点検基準、「岩手県公共施設個別施設計画策定指針」等の検討・整備、フォローアップを行う。 ・ 新設・更新する際は、PPP／PFI の活用など民間活力の導入について検討する。 ・ 日常点検を実施する施設職員の施設管理の知識向上に向け、研修会等を実施する。
-----------------------------	---

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
建築基準法に基づく定期点検の継続実施				
基準に基づく統一的な点検等の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.1.3 県営住宅

対象施設	住宅、集会所等
総論	県営住宅については、県営住宅の長寿命化の実現を図り、将来にわたって持続可能な住宅セーフティネットの構築を推進するため、令和3年度に「岩手県公営住宅等長寿命化計画」を改訂（策定）している。 今後は、計画的かつ確実な維持管理・事業を推進するとともに、長期間にわたる有効活用、ライフサイクルコスト(LCC)の縮減等を図る。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 建築基準法に基づく定期点検について、引き続き確実に実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報について、構築済のデータベースへの着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 岩手県公営住宅等長寿命化計画（個別施設計画）について、令和8年度に改訂を行い、計画的な維持管理、修繕及び用途廃止に向けた取組を実施する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。 ・ 用途を廃止し、今後とも利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置等により安全の確保に十分配慮する。
④耐震化の実施方針	・ すべての住宅の耐震性が確保されていることについて、確認済みである。
⑤長寿命化の実施方針	・ 岩手県公営住宅等長寿命化計画（個別施設計画）について令和8年度に改訂を行い、計画的に対策を実施する（岩手県住宅マスタープランに合わせ5年に1回の頻度で計画を見直し）。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	・ すべての入居者が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修に取り組む。
⑦脱炭素化の推進方針	・ 地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。
⑧統合や廃止の推進方針	・ 岩手県公営住宅等長寿命化計画（個別施設計画）について令和8年度に行う改訂に併せて、維持管理、修繕及び用途廃止に向けた取組を実施する。
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 引き続き指定管理者制度を活用し、指定管理者と連携しながら効率的な点検、維持管理を実施する。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
建築基準法に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施	個別施設計画の改訂	計画に基づく事業実施		

4.1.4 学校施設

対象施設	校舎、実習棟等
総論	学校施設については、建築基準法に基づく定期点検の実施や「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づく施設の耐震化により生徒等の安全・安心の確保に努めてきたところである。 今後は老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、コスト縮減・費用の平準化に向け、個別施設計画に基づき、計画的な対策を実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 建築基準法に基づく定期点検について、引き続き確実に実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 危険改善、機能保全、(教育)環境改善、予防保全(耐用年数)を基本に、ライフサイクルの縮減や環境負荷低減に向け、個別施設計画に基づき、緊急性を考慮しながら計画的な維持保全に努める。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を講ずる。 ・ 用途を廃止し、今後、利用の見込みのない施設については、施設特性や周辺の環境等を総合的に勘案し、安全確保の観点から可能な限り速やかな除却に努める。また、早急な除却が困難な施設についても、防護柵の設置等による立入禁止措置等により安全の確保に十分配慮する。
④耐震化の実施方針	・ 児童生徒の日中の活動の場であるとともに、地域住民の防災拠点として安全性や防災機能を確保するため、耐震の必要性を把握し、耐震化の必要性が確認された施設については、計画的に耐震化を実施する。
⑤長寿命化の実施方針	・ 「県立高等学校再編計画」及び「特別支援学校整備計画」との整合性を図りながら、個別施設計画に基づき、施設の老朽化の状況に応じ、計画的に長寿命化を実施する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	・ すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設の整備、改修に取り組む。
⑦脱炭素化の推進方針	・ 地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。
⑧統合や廃止の推進方針	・ 「県立高等学校再編計画」及び「特別支援学校整備計画」との整合性を図りながら、引き続き取り組む。 ・ 未利用施設については、「県有未利用資産等活用・処分方針」に基づく売却その他の有効活用を図る。
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 日常点検を実施する学校職員の施設管理の知識向上に向け、研修会等を実施する。

●アクションプラン

R7年度 (2025)	R8年度 (2026)	R9年度 (2027)	R10年度 (2028)	R11年度～R16年度 (2029)
建築基準法に基づく定期点検の継続実施				
事業実施				
「岩手県耐震改修促進計画」の推進				

4.2 インフラ施設

(1) 現状や課題に関する基本的な認識

本県では、インフラ資産の長寿命化を推進するため、予防保全型管理による効率的、効果的な維持管理・運営に向けて取り組んできたところであり、第1期計画期間では、23分類において予防保全型管理に取り組む個別施設計画を策定しました。これまでの取組や、近年の社会情勢等の変化を反映し、「持続可能なインフラメンテナンスの実現」を目指していきます。

(2) 管理に関する基本的な考え方

インフラ資産の管理については、アセットマネジメントの考え方に基づいた社会資本の維持管理・運営の考え方等により個別施設計画を策定し、対象施設の維持管理・運営における基本的な考え方等を定め、予防保全型管理の導入による効率的なインフラ施設のマネジメントの方向性等を示しています。

(3) 第2期計画における取組

インフラ資産においては、第2章「4 第1期計画(平成27～令和6(2015～2024)年度)の総括」-「2 インフラ施設」-「② 第1期計画の課題」を受けて、取組を進めていく上での考え方として、方策1及び方策2を定めるとともに、その進め方を示しています。

また、第2期計画においては、施設類型ごとの有形固定資産減価償却率を示すとともに、将来を見据えた『持続可能なインフラメンテナンスの実現』に向けて検討・取組を進めます。

① 方策1:予算管理・県民理解の推進

インフラ施設の老朽化が加速していくことにより、維持管理予算が増大することが想定される中で、将来にわたって財源を確保するために、維持管理費用を縮減し、トータルコストの最適化をすることと併せ、継続的な事業実施のための予算を確保していく必要があることから、「トータルコストの最適化」「維持管理費の確保」を進めます。

② 方策2:人材確保・強化

少子高齢化が進み、建設産業における担い手不足が懸念される中、将来に渡ってインフラメンテナンスを継続していくためには、「人材の確保」と「人材の強化」が不可欠です。そのため、新たな担い手の確保と、現在の人材の能力向上を図るべく、計画的に「人材の確保」と「人材の強化」を進めます。

4.2.1 道路

対象施設	道路舗装、橋梁、トンネル、大型道路構造物、小規模附属物
総論	橋梁、トンネル及び大型道路構造物については、定期点検結果等を踏まえたより効果的で効率的な維持管理を推進するため、令和7年度に長寿命化修繕計画（個別施設計画）を改定（策定）している。 今後は、計画に基づき早期に修繕等の措置が必要な施設への対策を集中的に実施し「予防保全型インフラメンテナンス」への転換を着実に進めるとともに、定期点検結果等を踏まえた計画の見直しを適宜実施し、施設の長寿命化と中長期的なトータルコストの縮減を図る。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 橋梁、トンネル及び大型道路構造物については、道路法に基づき、5年に1回の頻度で近接点検による定期点検を実施し、健全性を診断する。 ・ 道路舗装等のその他の施設については、施設の特性等に応じて合理的な点検を実施する。 ・ 定期点検結果や補修履歴等の情報を蓄積するとともに、新技術等を活用して点検・診断等の効率化、高度化を推進する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づき早期に修繕等の措置が必要な施設への対策を集中的に実施する。
③安全確保の実施方針	・ 定期点検により緊急又は早期に修繕等の措置を講ずべき状態と認められた場合は、速やかに必要な対策を実施する。
④耐震化の実施方針	・ 大規模災害発生時等における緊急輸送を確保するため、国の防災・安全交付金等を活用し、緊急輸送道路の橋梁の耐震補強を推進する。 ・ 耐震化対策の実施に当たっては、長寿命化対策と同時施工することによりコスト縮減を図るなど、効率的に対策を実施する。
⑤長寿命化の実施方針	・ 国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づき早期に修繕等の措置が必要な施設への対策を集中的・計画的に実施して「予防保全型インフラメンテナンス」への転換を図り、施設の長寿命化を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 岩手県道路メンテナンス会議や技術研修会の開催等により、職員の技術力向上を図る。

●アクションプラン

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
道路舗装	点検の継続実施				
	基準に基づく事業実施				
橋梁	基準に基づく定期点検の実施				
	計画に基づく事業実施				
トンネル	基準に基づく定期点検の実施				
	計画に基づく事業実施				
大型道路 構造物	基準に基づく定期点検の実施				
	計画に基づく事業実施				
小規模 附属物	基準に基づく定期点検の実施				
	計画に基づく事業実施				

4.2.2 河川管理施設(ダムを除く)

対象施設	河道・堤防、水門、樋門・樋管、陸閘、排水機場、浄化施設、電気通信施設、水防倉庫及び津波対策水門
総論	河川管理施設については、日常点検、定期点検等の実施により施設の安全性、機能確保を図っているところである。 今後は老朽化に伴う維持管理や修繕、更新等に要する経費の増大が懸念されることから、コスト縮減・費用の平準化に向け、引き続き定期点検を継続するとともに、個別施設計画に基づく事業を着実に実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 水門、樋門・樋管、陸閘等の個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	・ 耐震の必要性について把握し、耐震化の必要性が確認された施設については、計画的に耐震化を実施していく。
⑤長寿命化の実施方針	・ 水門、樋門・樋管、陸閘等の個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 担当者会議、各種研修会の開催等により職員の技術力向上を図る。 ・ 「いわての川と海岸ボランティア活動等支援制度」の利用を促進し、県民との協働による管理体制の構築を推進する。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.2.3 河川管理施設(ダム)

対象施設	ダム
総論	ダムについては、各ダムで定められている点検整備基準等に基づいて、日常の点検等を実施し、ダムの安全性及び機能を長期的に保持するよう努めているところである。 今後は、ダムの維持管理及び設備の更新等を、より効果的・効率的に推進していくため、個別施設計画に基づく事業を着実に実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 日常点検のほか、機械・電気設備は点検整備基準等に基づいた定期点検を実施する。 ・ 堤体（土木施設）については、国土交通省の点検要領等を参考に個別施設計画の策定、見直しの頻度にあわせて実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく計画的で効率的な維持管理を推進する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	—
⑤長寿命化の実施方針	・ 国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 担当国会議、各種研修会の開催等により職員の技術力向上を図る。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.2.4 海岸保全施設(河川課所管分)

対象施設	陸閘、水門、堤防、護岸等
総論	海岸保全施設については、日常点検、定期点検等の実施により施設の安全性、機能確保を図っているところである。 今後は、個別施設計画に基づき、施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、着実に維持管理を実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	・ 耐震の必要性について把握し、耐震化の必要性が確認された施設については、計画的に耐震化を実施していく。
⑤長寿命化の実施方針	・ 個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 庁内連絡会議の開催など、海岸保全施設を管理している河川課、農村建設課、漁港漁村課の連携を強化し、維持管理の効率化に努める。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.2.5 砂防

対象施設	砂防設備、地すべり防止施設及び急傾斜地崩壊防止施設
総論	砂防関係施設については、点検基準に基づき定期点検を実施しているところである。 今後は個別施設計画に基づき、着実に事業を実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 日常点検のほか、定期点検を実施するとともに、点検結果や補修履歴等の情報の蓄積に取り組み、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく計画的で効率的な維持管理を推進する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について応急工事などの緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図る。
④耐震化の実施方針	—
⑤長寿命化の実施方針	・ 国の防災・安全交付金等を活用し、定期的な施設点検を実施するとともに、個別施設計画に基づく、計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 点検レベルの向上を図るため職員研修会の開催等を検討する。

●アクションプラン

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
砂防設備	定期点検の継続実施(点検の実施間隔は今後検討を行う。)				
	計画に基づく事業実施				
地すべり 防止施設、 急傾斜地崩 壊防止施設	定期点検の継続実施				
	計画に基づく事業実施				

4.2.6 港湾

対象施設	水域施設、外郭施設、係留施設及び臨港交通施設
総論	港湾施設については、令和2年度に「岩手県港湾維持管理計画」を策定し、計画的な維持管理・長寿命化に着手している。 今後は、点検結果や社会経済情勢の変化等に応じて、適時適切に計画の見直しを行うとともに、効率的な維持管理に向けて計画に基づく事業を着実に実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	「岩手県港湾維持管理計画」に基づく港湾施設の点検を実施するとともに、点検結果や補修履歴等の情報について、構築済みのデータベースへの蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	個別施設計画に基づき、港湾施設の定期点検を実施するとともに、国の防災・安全交付金等を活用し、計画的で効率的な維持管理を推進する。
③安全確保の実施方針	点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	災害時における経済活動の継続を確保するための物流拠点として、また、緊急物資や人員などの輸送拠点として重要な役割を県内の港湾が担うため、耐震強化岸壁の整備促進を図っていく。
⑤長寿命化の実施方針	港湾施設の点検・診断結果を踏まえ、国の防災・安全交付金等を活用し、個別施設計画に基づく計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	東北管内で国が開催する「港湾施設の維持管理に関する技術講習会」へ積極的に参加し、維持管理に関する業務に携わる職員の技術力の向上を図っていく。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.2.7 空港

対象施設	滑走路、誘導路、エプロン、航空灯火、電気施設等
総論	空港土木施設については、平成 26 年度に「花巻空港維持管理・更新計画書」を策定、航空灯火・電気施設については、令和 2 年度に「花巻空港航空灯火電気施設維持管理更新計画」を策定し、計画的な維持管理、長寿命化に着手している。 今後は、計画に基づく事業を着実に実施するとともに、PDCA サイクルに基づいて計画の見直しを行い、継続的な改善・最適化を図る。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	「花巻空港維持管理・更新計画書」に基づいた巡回点検、滑り摩擦係数測定（1 回/1 年）、滑走路等の縦横断勾配測量や路面性状調査（1 回/3 年）、地下道及び排水構造物の定期点検（1 回/5 年）を実施する。 - 空港土木施設の点検、修繕及び更新に係る情報は、「空港施設台帳システム」への着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。 「花巻空港航空灯火電気施設維持管理更新計画」に基づく保守点検を確実に実施する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	「花巻空港維持管理・更新計画書」及び「花巻空港航空灯火電気施設維持管理更新計画」に基づく対策を実施する。
③安全確保の実施方針	点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	—
⑤長寿命化の実施方針	「花巻空港維持管理・更新計画書」及び「花巻空港航空灯火電気施設維持管理更新計画」に基づく対策を実施する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	航空サービスを提供する上で不可欠な航空旅客取扱施設、航空機給油施設等を管理・運営する空港機能施設事業者と密接に連携するため、情報共有を図り、空港機能全体における安全・安心の確保を推進する。

●アクションプラン

	R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
空港 土木施設	基準に基づく定期点検の継続実施				
	計画に基づく事業実施				
航空灯火・ 電気施設	基準に基づく定期点検の継続実施				
	計画に基づく事業実施				

4.2.8 公園

対象施設	都市公園
総論	都市公園については、平成 22 年度に定期点検結果に基づく「岩手県公園施設長寿命化計画」を策定し、計画的な維持管理、長寿命化対策に着手している。 今後は、計画に基づいて着実に事業を実施するとともに、PDCA サイクルに基づいて計画の見直しを行い、継続的な改善・最適化を図る。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 遊具については、「都市公園における遊具の安全確保に関する指針」等に基づき、1 年に 1 回以上の頻度で定期点検を実施する。 ・ 一般施設については、5 年に 1 回程度の頻度で健全度調査を実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報については、構築済みのデータベースに着実に蓄積し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 策定済みの「岩手県公園施設長寿命化計画」に基づき事業を実施するとともに、5 年に 1 回程度の頻度で適宜計画の見直しを実施する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	—
⑤長寿命化の実施方針	・ 策定済みの「岩手県公園施設長寿命化計画」に基づく、計画的な対策を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 引き続き指定管理者制度を活用し、各広域振興局、指定管理者と連携しながら効率的な点検、維持管理を実施する。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
個別施設計画に基づく事業実施				

4.2.9 交通安全施設

対象施設	交通信号機
総論	交通安全施設については、「岩手県交通安全施設管理計画」を令和7年に策定し、維持更新を計画的に推進している。 今後は、個別施設計画に基づき、故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、引き続き、計画に基づく事業を着実に実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 引き続き年に1回の頻度で定期点検を実施するとともに、必要に応じて点検方法等の見直しを行い、定期点検の効率化・合理化を図る。 ・ 点検結果や更新履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 信号柱及び制御機については、設置環境により、老朽化の進む速度が変動することから、点検結果を踏まえた個別施設計画に基づく計画的な更新等を推進する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について緊急的な修繕等の措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	—
⑤長寿命化の実施方針	・ 故障、機能低下、倒壊等を未然に防止し、本来の機能を適切に維持するため、交通安全施設の周辺環境や使用機材の材質等を踏まえ、必要に応じて強度や防錆効果を高める措置を講じるなどの取組を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	・ 交通環境の変化等により利用頻度が低下した交通安全施設については、撤去を検討する。
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 定期的に担当者会議を開催し、情報共有を図り、連携を強化していく。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.2.10 農業水利施設

対象施設	ダム、水路、揚排水機場、頭首工 等
総論	基幹的農業水利施設については、平成 18 年度に「農業水利施設の維持更新計画」を策定し、維持更新を計画的に推進している。 今後は、個別施設計画に基づき、国や市町村、土地改良区と連携し、適切な維持更新を実施していく。 なお、必要に応じて計画の見直しを行うなど、継続的に取組を進める。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 基幹水利施設ストックマネジメント事業等による機能診断を実施するとともに、機能保全計画を策定した施設については、毎年点検を実施する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 農業水利施設の長寿命化、ライフサイクルコストの低減、更新や補修等に係る費用の平準化を図るため、「農業水利施設の維持更新計画」に基づき、計画的な予防保全対策、補修改修などを推進する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を実施する。
④耐震化の実施方針	・ ダム及び堤高 15m 以上の大規模ため池について、耐震診断を実施し、対策の必要性を検討する。
⑤長寿命化の実施方針	・ 「農業水利施設の維持更新計画」に基づき、計画的な予防保全対策、補修改修などを推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	・ 国営や県営事業等の導入時に必要に応じて施設の統廃合を行う。
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 国、市町村、土地改良区と連携し、基幹的農業水利施設から末端施設まで一体的に管理を行う。 ・ 農地周りの水路等については、「多面的機能支払制度」を活用した地域共同で行う農業水利施設等の保全管理活動等を推進する。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.2.11 海岸保全施設(農村建設課所管分)

対象施設	陸閘、水門、堤防、護岸等
総論	海岸保全施設については、日常点検、定期点検等の実施により施設の安全性、機能確保を図っているところである。 今後は、個別施設計画に基づき、施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、着実に維持管理を実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	・ 耐震の必要性について把握し、耐震化の必要性が確認された施設については、計画的に耐震化を実施していく。
⑤長寿命化の実施方針	・ 個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 庁内連絡会議の開催など、海岸保全施設を管理している河川課、農村建設課、漁港漁村課の連携を強化し、維持管理の効率化に努める。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.2.12 林道

対象施設	橋梁
総論	林道については、通行安全性の確保、施設の老朽化に伴う費用増大に対応するため、引き続き定期点検を継続するとともに、個別施設計画に基づく事業を着実に実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 橋梁については、「林道橋点検要領」により点検を実施するとともに、点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	・ 耐震化の必要性がある橋梁は、計画的に耐震化を実施していく。
⑤長寿命化の実施方針	・ 個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	・ 県行造林地内の林道については、市町村への移管を進めていく。
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 管理担当、指導（工事）担当等が引き続き情報共有を図りながら連携して対応していく。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施(点検履歴のデータベース化の検討)				
計画に基づく事業実施				

4.2.13 治山

対象施設	治山施設
総論	治山施設については、県民の安全・安心の確保、施設の老朽化に伴う費用増大に対応するため、個別施設計画に基づき、それぞれの施設の特性に応じた点検・診断を実施し、予防保全型維持管理を推進していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	- 点検方法等の見直しを行い、継続的に点検、機能診断を実施する。 - 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	- 老朽化等による機能の低下の程度が軽微である早期の段階に予防的な補修・機能強化等を行う「予防保全型維持管理」を推進する。 - なお、必要な対策の検討に当たっては、周辺の森林の状況や社会情勢等の変化に応じ、機能強化や更新等も含め、その内容や時期等を計画するとともに、事業の平準化を図る。
③安全確保の実施方針	点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに対策を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	—
⑤長寿命化の実施方針	- 個別施設計画に基づき、それぞれの施設の特性に応じた点検・診断を実施する。 - 予防保全型維持管理により、維持管理・更新等にかかるトータルコストを縮減し、持続可能なメンテナンスサイクルを構築する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	- 担当国会議において、情報共有を図るなど担当職員の連携を強化するとともに、技術力向上を図る。 - 施設の位置情報を含めた各種諸元の電子化（GIS化等）や、PPP（官民連携）の取組などについても検討し、維持管理の効率化に努める。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				
		個別施設計画の 更新(2 地区)		個別施設計画の 更新(8 地区)

4.2.14 漁港施設

対象施設	外郭施設、係留施設、輸送施設等
総論	漁港施設については、東日本大震災津波により被災した施設の復旧が完了したところであり、復旧・復興工事により中断していた定期点検を再開するとともに、予防保全型維持管理の推進にむけて個別施設計画に基づく事業を着実に実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	- 震災に伴い中断していた定期点検を再開するとともに、点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。 - 点検再開に当たっては、定期点検内容が国において策定した「水産基盤施設ストックマネジメントのためのガイドライン」等の必要基準を満たすように基準の見直しを行う。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	漁港施設の定期点検の実施及び機能保全計画（個別施設計画）に基づく改修・更新を行い、計画的で効率的な維持管理を推進する。
③安全確保の実施方針	点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	産地魚市場を有する流通拠点漁港や岩手県地域防災計画に位置づけられている海上輸送拠点漁港などにおいて防波堤及び岸壁の耐震・耐津波の強化を推進する。
⑤長寿命化の実施方針	漁港施設の定期点検及び機能保全計画（個別施設計画）に基づく改修・更新を行い、計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	管理者の技術力向上を目的とした研修の開催等について検討する。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.2.15 海岸保全施設(漁港漁村課所管分)

対象施設	陸閘、水門、堤防、護岸等
総論	海岸保全施設については、日常点検、定期点検等の実施により施設の安全性、機能確保を図っているところである。 今後は、個別施設計画に基づき、施設及び施設を操作するために必要な機械、器具等を良好な状態に保つよう、着実に維持管理を実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 日常点検のほか、法令等に基づいて定期点検を実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 個別施設計画に基づき、計画的で効率的な維持管理を推進する。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。
④耐震化の実施方針	・ 耐震の必要性について把握し、耐震化の必要性が確認された施設については、計画的に耐震化を実施していく。
⑤長寿命化の実施方針	・ 個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 庁内連絡会議の開催など、海岸保全施設を管理している河川課、農村建設課、漁港漁村課の連携を強化し、維持管理の効率化に努める。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
計画に基づく事業実施				

4.3 公営企業施設

4.3.1 県立病院等事業施設

対象施設	病院、診療所等
総論	県立病院等事業施設については、建築基準法に基づく定期点検の実施や「第3期岩手県耐震改修促進計画」に基づく施設の耐震化等により、利用者の安全・安心の確保、良質な医療を提供できる環境の整備に努めているところである。 今後は、施設の老朽化に伴う費用増大が懸念される中、維持管理コストの縮減、減価償却費の平準化を考慮しながら、「岩手県立病院等個別施設計画」（以下「個別施設計画」という。）に基づく計画的な維持管理・長寿命化対策を実施していく。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	- 法定点検対象施設については、引き続き確実に定期点検を実施するとともに、法定点検の対象外の施設についても、合理的な点検基準（マニュアル等）を整備し、統一的な基準の下で点検に取り組む。 - 点検結果や補修履歴等の情報の着実な蓄積を継続し、蓄積したデータを維持管理の高度化、効率化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	- 個別施設計画に基づき、計画的な維持管理、長寿命化を推進するとともに、修繕・更新の優先度を判断する際の基準等を整理した県内統一の指針を踏まえ、適宜計画の見直しを行う。 - 点検結果等を踏まえた計画とは別に、中長期的視点で建替え等について個別施設計画において検討する。
③安全確保の実施方針	- 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について供用停止等の緊急措置を講ずるとともに、これらの情報の蓄積・共有を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。 - 供用廃止した施設について、当面の対応として防護柵の設置等による立ち入り禁止措置や定期的な見回り等の安全管理を実施する。
④耐震化の実施方針	- 病院・診療センターの耐震化は完了している。 - 災害拠点病院に指定されている施設もあることから、引き続き機能確保を図っていく。
⑤長寿命化の実施方針	予防保全型維持管理を推進していくため、個別施設計画に基づき、経営収支の状況や優先度に応じて計画的に改修していく。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	すべての人が安全で快適に利用できるよう、ユニバーサルデザインに対応した施設整備、改修に取り組む。
⑦脱炭素化の推進方針	地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。
⑧統合や廃止の推進方針	岩手県保健医療計画に基づく各保健医療圏における医療提供体制に関する構想「岩手県地域医療構想」に対応した病院施設等の役割を検討し、施設配置や規模、機能等の適正化に取り組む。
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	外部研修等を受講し、技術職員の資質向上を図り、そのうえで、病院職員を対象とした維持保全等に関する研修会等を実施するとともに、情報共有と連携を強化する。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
建築基準法に基づく定期点検の継続実施				
点検基準に基づく統一的な点検等の継続実施				
個別施設計画に基づく事業実施				

4.3.2 電気事業・工業用水道事業施設

対象施設	電気事業施設、工業用水道事業施設及び職員公舎
総論	電気事業施設及び工業用水道事業施設については、定期点検結果に基づく計画的な維持管理、長寿命化に着手している。 今後は、経営計画に基づく事業の着実な実施、PDCA サイクルに基づく継続的な計画の改善・最適化を図る。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	- 電気事業施設については、保安規程の規定に基づき制定している保守要則に基づき定期的に点検を実施する。 - 工業用水道事業施設については、(一社)日本工業用水道協会発行の「工業用水道施設維持管理指針」等に基づき定期的に点検を実施する。 - 点検結果や補修履歴等の情報を蓄積し、蓄積したデータを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	- 経営計画に基づき、計画的に修繕・更新を実施し、コスト縮減、平準化に取り組むとともに、点検結果等に基づき計画の見直し（毎年）を適宜実施していく。 - 工業用水道事業では、アセットマネジメント指針を参考に長期的な視点から対策に取り組む。
③安全確保の実施方針	安全パトロールや施設特性に応じたリスクマネジメントを実施し、安全の確保に努めていく。
④耐震化の実施方針	- 電気事業施設については、電力の長期供給停止を発生させないため、県営発電所の建築物等について、施設の重要度・発電所運転への影響などを考慮しながら、耐震化を推進する。 - 工業用水道事業施設（管路）については、「配管更新基本計画」を定期的に見直ししながら、耐震化を推進する。
⑤長寿命化の実施方針	策定済みの個別施設計画に基づき、計画的な予防保全型維持管理を推進する。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	地球温暖化の大きな要因となっている二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの排出を抑えるため、省エネルギー化や再生可能エネルギーの導入など、脱炭素化に対応した施設整備、改修に取り組む。
⑧統合や廃止の推進方針	工業用水道施設については、需要に応じて施設・設備更新時にダウンサイジングを行う。
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	専門研修体系により資格取得をサポートするなどして、必要な有資格者の確保を図る。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
基準に基づく定期点検の継続実施				
個別施設計画に基づく事業実施(毎年見直し)				

4.3.3 下水道事業施設

対象施設	管路施設、処理場施設及びポンプ場施設
総論	下水道施設については、平成 23 年度に定期点検結果に基づく「岩手県流域下水道長寿命化計画」、平成 28 年度からは「ストックマネジメント計画」を策定し、計画的な維持管理、長寿命化に着手している。 今後は、計画に基づいて着実に事業を実施していくとともに、PDCA サイクルに基づく継続的な計画の改善・最適化を図る。
項目	取組方針
①点検・診断等の実施方針	・ 下水道事業計画（改正下水道法）に基づき、定期点検を実施する。 ・ 点検結果や補修履歴等の情報について、構築済みのデータベースへの着実な蓄積を継続し、蓄積データを維持管理の効率化、高度化に活用する。
②維持管理・修繕・更新等の実施方針	・ 策定済みのストックマネジメント計画に基づき、中長期的な視点から下水道施設全体における今後の老朽化の進展状況を捉えて、優先順位をつけながら長寿命化対策に取り組む。 ・ 更新時には、省エネルギー効果の高い機器への更新や再生可能エネルギーの活用推進により、環境負荷の低減に取り組む。
③安全確保の実施方針	・ 点検・診断等により高度の危険性が認められた場合は、当該施設について速やかに補修・更新を行うとともに、これらの情報の蓄積・共有化を図り、同種・類似の施設についても早急に点検や予防的措置を実施する。 ・ 下水道 BCP（事業継続計画）を随時見直し、施設の業務継続性を確保する。
④耐震化の実施方針	・ 地震対策上、特に重要度の高い施設については耐震化が完了済みである。 ・ その他施設については、長寿命化対策との同時施工によりコスト縮減を図るなど、効率的な対策を検討する。
⑤長寿命化の実施方針	・ 策定済みのストックマネジメント計画に基づき、予防保全型維持管理の取組を推進するとともに、5 年毎の見直しを行い、長寿命化対象の的確な選定など実態に即した計画となるように努める。
⑥ユニバーサルデザイン化の推進方針	—
⑦脱炭素化の推進方針	—
⑧統合や廃止の推進方針	—
⑨総合的かつ計画的な管理を実現するための体制の構築方針	・ 担当省会議、各種研修会の開催等により、情報共有を図るなど担当職員の連携を強化するとともに、技術力向上を図る。

●アクションプラン

R7 年度 (2025)	R8 年度 (2026)	R9 年度 (2027)	R10 年度 (2028)	R11 年度～R16 年度 (2029)
定期点検の 継続実施	下水道事業計画(改正下水道法)に基づく定期点検の継続実施			
ストックマネジメント計画に基づく事業実施(適宜計画見直し)				

第2期岩手県公共施設等総合管理計画

令和 7 年 12 月

岩手県総務部管財課

〒020-8570

岩手県盛岡市内丸 10-1

Tel 019-629-5037

Fax 019-629-5139